

あきた

第1118号

平成30年4月10日
毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目次

条 例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1号）……………3
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第2号）……………3
- 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（第3号）……………4
- 秋田市庁舎建設基金条例を廃止する条例（第4号）……………4
- 秋田市公立大学法人評価委員会条例および地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例の一部を改正する条例（第5号）……………4
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第6号）……………4
- 秋田市印鑑条例の一部を改正する条例（第7号）……………5
- 秋田市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例（第8号）……………5
- 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第9号）……………5
- 秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（第10号）……………5
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第11号）……………6
- 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第12号）……………6
- 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第13号）……………9
- 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第14号）……………11
- 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第15号）……………11
- 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第16号）……………12
- 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第17号）……………15
- 秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第18号）……………15

- 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第19号）……………15
- 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第20号）……………16
- 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第21号）……………17
- 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第22号）……………17
- 秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（第23号）……………17
- 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第24号）……………27
- 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第25号）……………28
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第26号）……………28
- 秋田市公害防止条例の一部を改正する条例（第27号）……………28
- 秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第28号）……………28
- 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第29号）……………29
- 秋田市建築基準法関係手数料条例および秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例（第30号）……………29
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第31号）……………29
- 秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（第32号）……………29
- 秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第33号）……………30
- 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第34号）……………30
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第35号）……………39
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第36号）……………41

規 則

- 秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第6号）……………42
- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第7号）……………42
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第8号）……………42
- 秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第9号）……………42
- 秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則（第10号）……………43
- 秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則……………

(第11号)43

○秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則(第12号)44

○秋田市建築基準法施行細則および秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第13号)44

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則(第14号)44

○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則(第15号)45

○秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則(第16号)46

○秋田市鳥獣被害対策実施隊設置規則(第17号)46

○秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則(第18号)47

○公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則(第19号)48

○地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則(第20号)49

教 委 規 則

○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(第6号)50

上下水道局管理規程

○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程(第1号)50

○秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程(第2号)50

訓 令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令(第1号)50

○秋田市公印規程の一部を改正する訓令(第2号)50

消 防 本 部 訓 令

○秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令(第1号)50

告 示

○認可地縁団体の告示事項の変更について(第50号)51

○認可地縁団体の告示事項の変更について(第51号)51

○秋田市告示第26号の訂正について(第52号)51

○認可地縁団体の告示事項の変更について(第53号)51

○秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について(第54号)51

○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について(第55号)51

○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について(第56号)52

○平成29年度介護保険料納入通知書の公示送達について(第57号)52

○平成29年度分介護保険料督促状の公示送達について(第58号)52

○専決処分した予算およびその要領について(第59号)52

○平成30年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について(第60号)53

○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2

球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について(第61号)74

○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について(第62号)74

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について(第63号)74

○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について(第64号)74

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について(第65号)74

○認可地縁団体の告示事項の変更について(第66号)75

○北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について(第67号)75

○御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について(第68号)75

○身体障害者福祉法による医師の指定について(第69号)75

○秋操近隣公園テニスコートの使用料の徴収事務の委託について(第70号)75

○平成25年度、平成26年度、平成27年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について(第71号)75

○平成29年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について(第72号)76

○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について(第73号)76

○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について(第74号)76

○放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について(第75号)76

○平成30年度秋田市一般廃棄物処理実施計画について(第76号)76

○道路の区域変更および供用開始について(第77号)76

○認可地縁団体の告示事項の変更について(第78号)76

○収納代理金融機関の名称変更および指定について(第79号)77

○収納代理金融機関の指定について(第80号)77

○平成30年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について(第81号)77

○区域内にあらたに生じた土地の確認について(第82号)104

○字の区域の変更について(第83号)104

○秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第84号)104

○指定区域の指定について(第85号)104

○秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第86号)105

○秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第87号)105

○秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第88号)105

○秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第89号)105

○秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第90号)105

○秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第91号)105

○国民健康保険税督促状の公示送達について(第92号)105

○秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者の指定につ

- いて（第93号）106
- 秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第94号）106
- 市道路線の認定について（第95号）106
- 道路の区域決定および供用開始について（第96号）106
- 秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第97号）107
- 秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第98号）107
- 秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第99号）107
- 中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について（第100号）107
- 土地改良法による換地処分について（第101号）107
- 包括外部監査契約の締結について（第102号）111
- 秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第103号）111
- 秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者が管理する施設の範囲の変更について（第104号）111
- 字の区域およびその名称の変更について（第105号）111
- 土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第106号）112
- 一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について（第107号）112
- 秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について（第108号）112
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第109号）112
- 秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収事務の委託について（第110号）112
- 犬の登録手数料の徴収事務の委託について（第111号）112
- 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について（第112号）112
- 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認について（第113号）113
- 道路の区域変更および供用開始について（第114号）113
- 道路の区域変更および供用開始について（第115号）115
- 市道路線の供用廃止について（第116号）127
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第117号）127
- 秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収事務の委託について（第118号）127

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第5号）127
- 秋田市指定文化財の指定について（第6号）127

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第1号）128

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第3号）128

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第4号）128

- 指定給水装置工事業者の廃止について（第5号）128
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第6号）128

公 告

- 入札参加希望者の公募について128
- 建築基準法による道路の指定の廃止について129
- 秋田市森林整備計画変更計画の樹立について130
- 八橋陸上競技場夜間照明等整備事業の公募型プロポーザルの実施について130
- 建築基準法による一団地の建築物の認定について131
- 放置自転車等の撤去および保管について131
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について132
- 農用地利用集積計画の策定について132
- 予防接種法による定期予防接種について133
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について133
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について…133
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について…133
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について…133
- 秋田市立地適正化計画の作成について133
- 予防接種法に基づき実施する平成30年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎および高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について134

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成29年12月」を「平成30年12月」に改める。

附則第6項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成29年12月」を「平成30年12月」に改める。

附則第5項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第3号

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改め、同条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第11条第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市庁舎建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市庁舎建設基金条例を廃止する条例

秋田市庁舎建設基金条例（平成3年秋田市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市公立大学法人評価委員会条例および地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第5号

秋田市公立大学法人評価委員会条例および地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

(1) 秋田市公立大学法人評価委員会条例（平成24年秋田市条例第49号）第1条

(2) 地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例（平成25年秋田市条例第44号）第1条

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第6号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中「同じ。」の次に「および多機能端末機（秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）第13条第2項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）」を加え、同表第11号および第12号中「自動交付機」の次に「および多機能端末機」を加え、同表第16号中「（昭和50年秋田市条例第49号）」を削り、同表第17号中「自動交付機」の次に「および多機能端末機」を加え、「1通」を「1枚」に改め、同表第18号中「300円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、200円）」を加える。

別表第2に次のように加える。

(3) 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院の開設許可申請手数料	63,000円
--	-----------------	---------

別表第3第71号の5の次に次のように加える。

(71)の6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	147,000円
(71)の7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	134,000円

別表第3第93号の4の次に次のように加える。

(93)の5 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡および譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業の譲渡および譲受承認申請手数料	120,000円
(93)の6 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料	120,000円
(93)の7 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業の相続承認申請手数料	120,000円

別表第3第102号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

別表第6第3号のうち「530,000円」を「570,000円」に改め、同号のエ中「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を

「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号のオ中「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同号のカ中「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第15号のうち「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同号のエ中「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同号のオ中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第17号のア中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同号のイ中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年10月1日から施行する。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第7号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「規則」を「規則」に、「に登録証」を「にあっては登録証を、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した民間事業者の使用に係る電子計算機であって、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）にあっては電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

秋田市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第8号

秋田市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険事業財政調整基金条例（平成4年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 国民健康保険事業費納付金に要する費用が不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第9号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出しを「（国民健康保険運営協議会）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会」を「秋田市国民健康保険運営協議会」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、秋田市国民健康保険運営協議会を置く。

第10条中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第10号

秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により

本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に同条各号に該当するに至ったことにより本市が保険料を徴収すべき被保険者となるべき者について適用し、この条例の施行の日前に本市が保険料を徴収すべき被保険者となった者については、なお従前の例による。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例(平成12年秋田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第10号ア中「同じ。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」を加え、同条第2項から第6項までの規定中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第17条中「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第10項中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準(第42条―第46条)」を 「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第41条の2・第41条の3) 第6節 基準該当居宅サービスに関する基準(第42条―第46条)」に、「第5節 削除」を「第5節 共生型居宅サービスに関する基準(第113条―第130条)」に、「第6節

基準該当居宅サービスに関する基準(第181条―第187条)」を「第6節 共生型居宅サービスに関する基準(第180条の2・第7節 基準該当居宅サービスに関する基準(第181条―第187条の3)」に改める。

第1条中「第42条第1項第2号」の次に「、第72条の2第1項各号」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第10条中「居宅介護支援事業者」の次に「(法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第14条第1項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第28条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況および生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第35条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第35条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第164条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第41条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条および次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第63号)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)および重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(同条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅

介護等の利用者および共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第41条の3 第4条、第5条（第1項を除く。）および第6条ならびに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者および指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護および指定居宅介護もしくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第58条中「および第31条」を「、第31条から第35条までおよび第36条」に改める。

第62条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に改める。

第64条第5項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第68条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第78条中「第31条」の次に「から第35条まで、第36条」を加える。

第80条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第89条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第90条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第91条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第94条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第95条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 通常の事業の実施地域

第104条第4号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第112条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第113条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条および次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第152条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（同令第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）および指定放課後等デイサービス事業者（同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（同令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（同条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（同条例第152条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（同条例第78条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（同条例第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（同条例第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者および共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第114条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第33条から第35条まで、第36条から第38条まで、第40条、第55条、第98条、第100条および第101条第4項ならびに前節（第112条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について

準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第106条に規定する運営規程をいう。第33条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第27条および第33条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第104条第2号、第105条第5項および第107条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

第115条から第130条まで 削除

第134条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に改める。
第137条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第141条第1項中「作業療法士」の次に「もしくは言語聴覚士」を加える。

第147条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第152条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第164条第2項中「(指定居宅介護支援等基準条例第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第167条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第180条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条および次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第102条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（同条例第98条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者および共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第180条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで、第55条、第107条、第109条、第110条、第146条および第148条ならびに第4節（第167条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第163条に規定する運営規程をいう。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第107条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第151条第1項中「第163条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第154条第3項、第155条第1項および第162条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第166条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第187条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に改め、「静養室等」との次に「、第166条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と」を加える。

第189条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士および栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第190条第1項第4号イ中「食堂および」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第191条中「介護老人保健施設」の次に「もしくは介護医療院」を、「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第201条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数第206条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所においては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第214条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

第217条第8項中「のうち1人以上および介護職員のうち」を「および介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第225条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第236条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第237条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第247条中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第254条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均賃与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第255条第4項中「利用者」の次に「および当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第262条中「第34条」の次に「、第35条、第36条」を加える。

第264条中「から第36条まで」を「、第35条、第36条」に改める。

第275条中「第34条」の次に「、第35条、第36条」を、「利用者」との次に「、第32条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第254条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第89条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師

又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧条例第89条から第91条までおよび第94条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第13号

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第165条—第171条）」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第164条の2・第164条の3） 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第165—第171条）」に改める。

第1条中「第54条第1項第2号」の次に「、第115条の2の2第1項各号」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第79条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第79条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第80条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第87条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第88条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第89条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第91条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第95条第3項を削る。

第118条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第129条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの（以下）」の次に「この節および次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第164条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条および次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第102条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（同条例第98条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者および共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第164条の3 第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の4から第54条の11まで、第120条の2、第120条の4、第128条および第130条ならびに第4節（第142条を除く。）および第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第54条の4中「第54条」とあるのは「第138条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第120条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第133条第1項および第137条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第141条第2項第2号中「次条において準用する第50条の13第2項」とあるのは「第50条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第51条の3」とあるのは「第51条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第54

条の8第2項」とあるのは「第54条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第54条の10第2項」とあるのは「第54条の10第2項」と読み替えるものとする。

第173条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士および栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第174条の見出しを削り、同条第1項第4号イ中「食堂および」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院（秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第175条中「介護老人保健施設」の次に「もしくは介護医療院」を加える。

第179条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

第191条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第195条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員および療養室の定員を超えることとなる利用者数

第203条第8項中「のうち1人以上、および介護職員のうち」を「および介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第211条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第225条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第250条第1号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の1号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第251条第4項中「利用者」の次に「および当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第250条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第87条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師および准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧条例第87条から第89条までおよび第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「」および「」に「」に、「又は指定介護老人福祉施設および」を「の指定介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員および看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「第52条第2項の規定により」を「指定地域密着型サービス基準条例第188条第2項の規定に基づき」に改める。

第8条中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第24条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場

合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「」および「」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設およびユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第6項中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項および第4条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院もしくは」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第44条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院もしくは」に、「入院患者」を「入所者は又は入院患者」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第16号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準」を「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第60条の20の2・第60条の20の3）介護の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準」に改める。

第1条中「第78条の2第1項」の次に「、第78条の2の2第1項各号」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものあっては、3年以上）」に改め、同条第5項中「の各号」および「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(2) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合は」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第48条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものあっては、3年以上）」に改める。

第60条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条および次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第79条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第152条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（同令第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）および指定放課後等デイサービス事業者（同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（同令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第79条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（同条例第142条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（同条例第152条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（同条例第78条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（同条例第141条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（同条例第151条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者および共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4および第60条の5第4項ならびに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通

所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の20の3において準用する第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号および第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあり、第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「および第192条第8項」を加える。

第83条第1項中「および当該」を「ならびに当該」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「および第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項、第85条、第104条第3項、第112条第2項および第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化

のための研修を定期的実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第152条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「f) および」を「f) に」に、「f)」を併設する場合を「以下この項において同じ。」を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設およびユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員および看護職員（同条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設およびユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第154条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第158条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第169条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第183条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第187条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第192条第1項中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「および指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者ならびに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所および当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「を含む」を「および第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第192条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第200条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第192条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供することができる体制にある指

定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供することができる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間および深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間および深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は、常勤換算方法で、1以上とする。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第195条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項第1号中「、登録定員に応じて、」を「登録定員に応じて」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項第2号に次のように加える。

第196条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第200条の見出しを「(看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)」に改め、同条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第1項中「研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第203条中「の活動状況」との次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」の次に「第115条の12の2第1項各号ならびに」を加える。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項および第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第2項中「ある」を「あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当職員の名前および連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第31条第9号中「ために」の次に「、利用者およびその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号中「次号」の次に「および第22号」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成したときは、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をい

う。以下同じ。)等」に改め、同条第4項中「介護保険施設等」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等」に改める。

第3条第1項中「(以下次条第2項を除き、「介護支援専門員」という。)」を削る。

第4条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第5条第2項中「ある」を「あり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第14条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状況又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第14条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第14条第19号中「主治の医師又は歯科医師(次号において「および」という。)」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(管理者に係る経過措置)

2 平成33年3月31日までの間は、改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法

行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同条例第4条第1項に規定する管理者とすることができる。

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「およびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホームおよび」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員(第40条第2項(第52条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、特別養護老人ホームに」に、「」を併設する場合を「」を併設する場合の特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員に、「およびユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員又は」に、「およびユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」に改め、「(第40条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を削る。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第11条第7項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第12条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第22条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第34条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第36条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第9項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 第16条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第11条第12項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第17条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人員に関する基準（第4条）

第3章 施設および設備に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第42条）

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針ならびに施設、設備および運営に関する基準

第1節 この章の趣旨および基本方針（第43条・第44条）

第2節 施設および設備に関する基準（第45条）

第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）

第6章 雑則（第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第44条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分を用いる。
- (2) I型療養床 療養室のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものを用いる。
- (3) II型療養床 療養室のうち、I型療養床以外のものを用いる。

第2章 人員に関する基準 (従業者の員数)

第4条 法第111条第2項の規定による介護医療院に置くべき従業者の員数は、医師および看護師にあっては介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）に定める員数とし、これら以外の従業者にあっては次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちI型療養床の利用者（第3号において「I型入所者」という。）の数を150で除した数に、介護医療院の入所者のうちII型療養床の利用者（同号において「II型入所者」という。）の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護師又は准看護師（第12条および第52条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該介護医療院の従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法を用いる。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院を用いる。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院およびユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院を用いる。次項において同じ。）の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合は、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号および第6号の規定にかかわ

らず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。）の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適当数

第3章 施設および設備に関する基準

(条例で定める施設)

第5条 法第111条第1項の規定による介護医療院が有しなければならない施設は、療養室、診察室、処置室および機能訓練室のほか、次のとおりとする。

- (1) 談話室
- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室
- 2 前項に規定する施設の基準は、次のとおりとする。この場合において、療養室、診察室、処置室および機能訓練室の基準は、基準省令に定めるところによる。
- (1) 談話室
入所者同士ならびに入所者およびその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂
内りのりによる測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室
ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム
レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所
身体の不自由な者の利用に適したものとすること。
- (6) 便所
身体の不自由な者の利用に適したものとすること。
- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- (構造設備の基準)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号および次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条および第45条において同じ。）とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条および第45条において同じ。）とすることができる。

ア 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この項および第45条第4項において「療養室等」という。）を2階および地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第32条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する避難階段の構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、基準省令第6条第1項第4号に定めるところによる。

- (5) 階段には、手すりを設けること。

- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

- (7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものである

こと。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第4章 運営に関する基準

（内容および手続の説明および同意）

- 第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 5 介護医療院は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

- (2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又は

その家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 介護医療院は、前項に規定する被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況および病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養および医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第28条において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成

等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日ならびに入所している介護保険施設の種類および名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第48条第4項の規定により施設介護サービス費(同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項および第46条第1項において同じ。))が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項および第46条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚

生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえ、その者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条および第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問

題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（次項および第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者およびその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果および医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案し、入所者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標およびその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者およびその家族ならびに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
- (診療の方針)
- 第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断を基とし、療養上妥当かつ適切に行う。

- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響に十分配慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行う。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか、行ってはならない。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等の診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院もしくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師もしくは歯科医師又は入所者が通院した病院もしくは診療所の医師もしくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第20条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護および医学的管理の下における介護）

第21条 看護および医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況および病状に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 介護医療院は、入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第22条 介護医療院は、栄養ならびに入所者の身体の状況、病状および嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮し、入所者ができるだけ離床して食堂で食事をとることができるよう努めなければならない。

（相談および援助）

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する市への通知）

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該介護医療院のサテライト型特定施設（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）もしくはサテライト型居住施設（同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 入所者の心身の状況および病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (5) 第40条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置について記録すること。

(運営規程)

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数およびその合計数をいう。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容および利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員および療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における感染症および食中毒の予防および

まん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症および食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- 3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、基準省令第33条第3項に定めるところによる。
- (1) 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査および生化学的検査の業務
 - (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
 - (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておこう努めなければならない。

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情処理)

第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23

条の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市の職員からの質問もしくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項および次項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携および協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに対する入所者からの苦情に関し、市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止および発生時の対応）

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、市、入所者の家族等に連絡を行わなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第42条 介護医療院は、従業者、施設および構造設備ならびに会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第3項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

第5章 ユニット型介護医療院の基本方針ならびに施設、設備および運営に関する基準

第1節 この章の趣旨および基本方針

（この章の趣旨）

第43条 第2条ならびに第3章および前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室および当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第45条および第49条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針ならびに施設、設備および運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

（基本方針）

第44条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思および人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 施設および設備に関する基準

（条例で定める施設）

第45条 法第111条第1項の規定によるユニット型介護医療院が有しなければならない施設は、療養室、診察室、処置室および機能訓練室のほか、次のとおりとする。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) サービス・ステーション

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

2 前項に規定する施設の基準は、次のとおりとする。この場合において、ユニット（療養室に限る。）、診察室、処置室および機能訓練室の基準は、基準省令に定めるところによる。

(1) ユニット

ア 共同生活室

イ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共

同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備および備品を備えること。

イ 洗面設備

(ア) 療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ウ 便所

療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 浴室

ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

3 前項第2号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号および次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

ア 療養室等を2階および地階のいずれにも設けていないこと。

イ 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 消防長又は当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防署長と相談の上、第54条において準用する第32条に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第54条において準用する第32条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間および夜間において行うこと。

(ウ) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

(2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段の構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、基準省令第45条第4項第4号に定めるところによる。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル（中廊下にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上として差し支えない。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動その他の消防の活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造を有しており、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したときに入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる

ものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型介護医療院は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護および医学的管理の下における介護)

第48条 看護および医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況および病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況および病状、その置かれている環境等

に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況および病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、おむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養ならびに入居者の心身の状況および嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況および病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、できる限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数およびその合計数をいう。）
- (4) ユニットの数およびユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容および利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければならない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間および深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間および深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員および療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条までおよび第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第55条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 療養病床等(医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項に規定する療養病床等をいう。以下同じ。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号および第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31

日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターについては、第6条第1項第2号および第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号および第45条第4項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設けられているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号アおよび第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

5 介護療養型老人保健施設(平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号および第45条第4項第1号の規定は、適用しない。

6 介護療養型老人保健施設の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の屋内の直通階段およびエレベーターについての第6条第1項第2号および第45条第4項第2号の規定の適用については、第6条第1項第2号および第45条第4項第2号中「屋内の直通階段およびエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設けられているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

7 介護療養型老人保健施設の開設者が、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第6号アおよび第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル(中廊下にあつては、1.6メートル)以上とする。

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第9条を次のように改める。

第9条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第5条および第9条に規定する指定障害者支援施設については、改正後の秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第4条および第8条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同令」を「障害者総合支援法施行規則」に、「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ」を「放課後等デイサービスをいう。」の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう）に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「以下同じ。」の事業のうちを「」の事業のうち」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「第6条の7第1号に規定する者に対し、同令」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「第6条の7第2号に規定する者に対し、同令」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなけ

ればならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市公害防止条例の一部を改正する条例

秋田市公害防止条例（平成9年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号ア中「同条第10項」を「同条第9項」に、「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

秋田市都市公園の設置に関する基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」の次に「、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項」を加える。

第6条第1項中「（昭和31年政令第290号）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第6条の2 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しおよび同条第1項中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2ウ欄中「建べい率」を「建蔽率」に改め、同表泉ハイタウン地区整備計画区域の項中「別表第2（ぬ）項第1号(1)」を「別表第2（る）項第1号(1)」に改め、同表外旭川小谷地区整備計画区域の項A地区（市場隣接地区）の項中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市建築基準法関係手数料条例および秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市建築基準法関係手数料条例および秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例

（秋田市建築基準法関係手数料条例の一部改正）

第1条 秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第7号中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表第10号、第11号、第20号、第25号、第32号および第43号中「建べい率」を「建蔽率」に改める。

（秋田市宅地開発に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「同表（ぬ）項」を「同表（る）項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

- 第9条の2第1項中「第10条」を「第11条」に改める。
- 第9条の3第1項中「第11条」を「第12条」に改める。
- 第10条第1項ただし書中「第21条の5第1項の規定による」を「第21条の5の規定による報告の」に改め、同条に次の1項を加

える。

4 市長は、入居者（省令第8条各号のいずれかに該当する者に限る。第21条第4項において同じ。）が第1項ただし書に規定する収入の申告をすることおよび第21条の5の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入および当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
第11条第1項中「第8条」を「第7条」に改める。
第21条に次の2項を加える。

4 市長は、入居者が収入超過者と認定された場合において第10条第1項ただし書に規定する収入の申告をすることおよび第21条の5の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、第10条第4項および第2項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 第12条および第13条の規定は、前項の家賃について準用する。
第21条の3第1項中「第21条第1項」を「第4項ならびに第21条第1項および第4項」に改める。

第21条の8および第21条の9中「、第21条第1項」を「もしくは第4項、第21条第1項もしくは第4項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

別表第1 秋田市高梨台市営住宅の項中「秋田市新藤田字高梨台173番地ほか」を「秋田市新藤田字高梨台173番地2ほか」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第21項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第30項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

（秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。
 附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（構造設備の基準）

第2条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第8号、第2項第7号および第3項第5号の規定による構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 浴室および脱衣室は、入浴設備の外部から見通すことができない構造とすること。

(2) 簡易宿所営業において共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合にあっては、次のとおりとすること。

ア 自炊客の需要を満たすことができる十分な広さとし、適当な調理又は洗濯の設備を備えること。

イ 床は、耐水性を有する材料で築造すること。

第5条第1項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第15号までを3号ずつ繰り上げ、同項第16号中「石けん又は消毒薬」を「消毒薬、石けん等」に改め、同号を同項第13号とし、同項第17号中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号を同項第14号とし、同項第18号を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条—第48条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2—第43条の4）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条—第48条）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第95条—第97条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第94条の2—第94条の5）」

に、「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第94条の2—第94条の5）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条—第97条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第94条の2—第94条の5）」に改める。

準該当障害福祉サービスに関する基準（第95条—第97条）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第110条・第111条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第109条の2—第109条の4）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第110条・第111条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第149条—第150条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第148条の2—第148条の4）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第158条の2—第158条の4）」に、「第167条」を「第166条基準（第159条—第160条）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条—第193条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第158条の2—第158条の4）」に、「第167条」を「第166条基準（第159条—第160条）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条—第193条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条—第160条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第158条の2—第158条の4）」に、「第167条」を「第166条基準（第159条—第160条）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第190条—第193条）」を

第12章の2 就労定着支援
第1節 基本方針（第193条の2）
第2節 人員に関する基準（第193条の3・第193条の4）
第3節 設備に関する基準（第193条の5）
第4節 運営に関する基準（第193条の6—第193条の12）」を

第12章の3 自立生活援助
第1節 基本方針（第193条の13）
第2節 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）
第3節 設備に関する基準（第193条の16）
第4節 運営に関する基準（第193条の17—第193条の20）」

に、「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準」
「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針（第200条の2・第200条の2の2）
第2款 人員に関する基準（第200条の2の3・第200条の2の4）
第3款 設備に関する基準（第200条の2の5）
第4款 運営に関する基準（第200条の2の6—第200条の2の10）
第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

に、「第200条の2」を「第200条の2の11」に改める。
第1条中「ならびに」を「、第41条の2第1項各号ならびに」に改める。

第2条第3号中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改め、同条第16号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第5条第1項中「第200条の2」を「第200条の2の11」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数および共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第43条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数および共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第43条の4 第4条(第3項および第4項を除く。)、第5条第2項および第3項、第6条ならびに前節(第43条を除く。)の規定は、共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第48条中「前節」を「第4節」に改める。

第86条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第86条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障

害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第94条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第201条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第201条において同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数および共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第94条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂および機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第101条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂および機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上で

あること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第94条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第148条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）もしくは共生型自立訓練（生活訓練）（第158条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）もしくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第148条の3および第158条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）

又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第96条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項もしくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第148条の3および第158条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号もしくは第196条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間および食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第94条の5 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第80条および前節（第94条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。
第95条第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

第96条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第96条第1号中「指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者を除く。第149条の2および第159条の2において」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第110条、第149条の2および第159条の2において）」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号」に、「いう。以下」を「除く。第149条の2および第159条の2において」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第99条第1項第2号中「指定共同生活援助事業者」の次に、「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」を加え、同号ア中「又は第200条の2」を「、第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第200条の2の11」に、「）又は」を「）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第200条の2の3第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は」に改め、同条第2項第2号中「である」を「（第200条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号ア中「を提供する」を「（第200条の2に規

定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する」に、「の利用者の数および」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数および」に改め、同条第3項第1号中「第195条第1項に規定する」を削り、「第200条の4第1項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第200条の2」の次に「に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第200条の2の11」を加える。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第109条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等基準条例第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
 - (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数および共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- （共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第109条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウもしくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室

以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項もしくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数および共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第109条の4 第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第88条、第91条から第93条まで、第98条および前節（第108条および第109条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第110条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第113条第4項中「専任かつ」を削る。

第119条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第120条の見出しを「(重度障害者等包括支援計画の作成)」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「および第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第141条中「同令第6条の7第1号に規定する者に対し、同令第6条の6第1号」を「同号」に改める。

第148条中「第87条」を「第86条の2」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第148条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第148条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（準用）

第148条の4 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条から第76条まで、第80条、第86条の2から第93条まで、第141条および前節（第148条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第149条の2 各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号および第2号中「第54

条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第151条中「同令第6条の7第2号に規定する者に対し、同令第6条の6第2号」を「同号」に改める。

第158条中「第87条」を「第86条の2」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第158条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第158条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数ならびに共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条もしくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス

基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第158条の4 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第58条から第61条まで、第67条、第69条から第71条まで、第74条、第75条、第80条、第86条の2から第93条まで、第146条、第147条、第151条および前節(第158条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第159条の2各号列記以外の部分中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号および第2号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第4号中「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に改める。

第161条中「同令」を「障害者総合支援法施行規則」に改める。

第10章第4節中第167条の前に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第166条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第171条中「第85条」の次に「、第86条、第87条」を加え、「この条」を「この項」に改める。

第12章の次に次の2章を加える。

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第193条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、障害者総合支援法施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第193条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指

定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業および生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める数のサービス管理責任者を置くものとする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
- (2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項の就労定着支援員および第2項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第193条の4 第51条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第193条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第193条の6 サービス管理責任者は、第193条の12において準用する第59条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

(実施主体)

第193条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第193条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着および就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整および連携を行うとともに、利用者、その家族等に対し、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する前項の規定による支援の提供に当たっては、1月に1回以上当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場

での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第193条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者(法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。)その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第193条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法および内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合にあっては、当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項(記録の整備)

第193条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第19条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第59条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第193条の12 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第41条まで、第58条、第59条、第61条および第67条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第193条の12において準用する第21条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第12章の3 自立生活援助

第1節 基本方針

第193条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者地域にお

いて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談への対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供および助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第193条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項に規定する指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第193条の15 第51条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第193条の16 第193条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第193条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第193条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第193条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合は、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況の把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第193条の20 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第41条まで、第58条、第59条、第61条、第67条、第193条の6、第193条の10および第193条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第193条の20において準用する第193条の10」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条第1項第2号ア中「この号」を「この章」に改める。

第198条第3項中「対し、」次に「当該」を加え、「家事」の次に「(指定共同生活援助として提供される介護又は家事を除く。)」を加える。

第200条の2中「前節」を「第4節」に改め、第13章第5節第1款中同条を第200条の2の11とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針

(この節の趣旨)

第200条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第200条の2の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第200条の2の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の

総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

- (2) 生活支援員 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間および深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

- 4 第1項および第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項および第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。（準用）

第200条の2の4 第196条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第200条の2の5 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族もしくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

- 3 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1の建物の入居定員の合計は、20人以下とする。

- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすること

ができる。

- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

- 9 ユニットには、居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

- (1) 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

- (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

（実施主体）

第200条の2の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第98条に規定する指定短期入所（第99条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護および家事）

第200条の2の7 介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事に従事させなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第200条の2の8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況又はその置かれている環境等に応じ、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業（法第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。）を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第200条の2の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者

は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。（準用）

第200条の2の10 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第54条、第59条、第61条、第67条、第71条、第74条から第76条まで、第89条、第91条、第93条、第156条の2、第197条の2から第197条の6までおよび第198条の3から第199条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第200条の2の10において準用する第198条の3」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第197条の4第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第197条の4第2項」と、第59条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第76条第2項第1号中「第59条第1項」とあるのは「第200条の2の10において読み替えて準用する第59条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第54条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第200条の2の10において準用する第89条」と、同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の2の10において準用する第74条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第200条の2の10」と、第93条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の2の10において準用する第199条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第201条第1項中「（指定通所支援基準第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」および「（指定通所支援基準第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の6第3項」を「第33条の6第5項」に、「第35条の2」を「第35条の2第1項および第4項」に、「および」を「ならびに」に改める。

第33条の6第7項中「第35条の2第2項」を「第35条の2第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項および第10項又は第68条の91第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項および令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項および第10項又は第68条の93の3第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項および令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第35条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第33条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第33条の7第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。第35条の2に次の2項を加える。

5 第33条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正

があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第35条の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第33条の7第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第35条の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第5条の2第1項中「第33条の6第3項」を「第33条の6第5項」に改め、同条第2項中「第35条の2」を「第35条の2第1項および第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第5条の3第1項中「第35条の2に」を「第35条の2第1項および第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第6条の8の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の8の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号および第3号」に改め、同条第15項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第14項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の8の2中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号イ、ロおよびハ」を「附則第15条第32項第2号イおよびロ」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第32項第3号イからハまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の8の2第10項中「附則第15条第32項第1号イおよびロ」を「附則第15条第32項第1号イからホまで」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第6条の8の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附

則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第6条の9の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあっては」を「には」に改める。

附則第6条の10の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第7条の前の見出しおよび同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項および第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を

「平成30年度から平成32年度まで」に、「**「あつては」**を「**には**」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「**当該課税標準額**」を「**前年度分の固定資産税の課税標準額**」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第7条の3中「平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（法人の市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例（次項において「**新条例**」という。）第35条の2第2項、第3項、第5項および第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「**旧法**」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「**国民健康保険事業費納付金**」という。）の納付に要する費用のうち、秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「**後期高齢者支援金**等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「**介護納付金**」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（秋田県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第2項中「**前項**」を「**前項第1号**」に改め、同項ただし書中「**54万円**」を「**58万円**」に改め、同条第3項中「**第1項**」を「**第1項第2号**」に改め、同条第4項中「**第1項**」を「**第1項第3号**」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第18条中「**54万円**」を「**58万円**」に改め、同条第2号中「**27万円**」を「**27万5,000円**」に改め、同条第3号中「**49万円**」を「**50万円**」に改める。

第19条の2第2項中「**を提出する場合には**」を「**の提出に当たり**」に改め、「**書類**」の次に「**の提示を求められた場合には、これら**」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第6号

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成9年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

第27条第1項中「者又は」の次に「省令第8条の38の9、」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第7号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第12条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「第21条第3項」の次に「もしくは第5項」を加え、同条第5号とし、同条第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その他市営住宅に係る秋田市営住宅条例第10条第4項又は第21条第4項の収入の把握に関する事務

第17条第1号中「第16条第4項」を「第16条第5項」に、「第29条第8項」を「第5項ならびに第29条第9項」に改め、同条第2号中「第29条第8項」を「第5項ならびに第29条第9項」に改め、同条第6号中「第29条第7項」を「第29条第8項」に改める。

第32条第4号中「又は第21条第2項」を「もしくは第4項又は第21条第2項もしくは第4項」に改め、同条第5号中「および」の次に「第5項ならびに」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第8号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第121条第1項に次の1号を加える。

(3) 物品を修繕する場合において、分解検査後でなければ見積もることができないとき。

第224条中「受けた物品」の次に「(共用物品を除く。)」を加える。

第227条中「、備品管理票」を削る。

別表第1の2役務費の項中「診療報酬審査支払手数料」の次に「、診療報酬明細書電子情報提供手数料」を加え、同表中

負担金、補助及び交付金	国民健康保険事業会計における保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金および共同安定化事業拠出金
	介護保険事業会計における保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業費（介護保険法第115条の45の3第6項の規定に基づき委託されたものに限る。）
	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合に係る負担金および納付金

を

負担金、補助及び交付金	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく事務費負担金
	国民健康保険事業会計における保険給付費、国民健康保険事業費納付金、共同事業拠出金および財政安定化基金拠出金
	介護保険事業会計における保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業費（介護保険法第115条の45の3第6項の規定に基づき委託されたものに限る。）
	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合に係る負担金および納付金

に

改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第1号ア中「補てん」を「補填」に、「地方税法第292条第1項第6号」を「同項第6号」に、「が確定して」を「(租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市介護保険条例施行規則第7条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料の減免から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

秋田市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に改める。

第3条第1項中「第49条の2各号」を「第49条の2第1項各号」に改め、同項の表第1号ア中「補てん」を「補填」に、「地方税法第292条第1項第6号」を「同項第6号」に、「が確定して」を「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が確定して」に改め、「この条において」を削り、同条第2項中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、法第49条の2第2項の規定が適用される者に対し前条第4項の規定により減免の承認の決定をしたときは、第1項の規定を準用する。この場合において、同項の表の右欄中「100分の97」とあるのは「100分の91」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の93」とあるのは「100分の79」と、「100分の99」とあるのは「100分の97」と読み替えるものとする。

第4条第1項中「第59条の2各号」を「第59条の2第1項各号」に改める。

第5条第1項中「第59条の2各号」を「第59条の2第1項各号」に改め、同項の表第1号ア中「合計所得金額の合算額（以下この条において「合算所得金額」という。）」を「合算所得金額」に改め、同条第2項中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、法第59条の2第2項の規定が適用される者に対し前条第4項において準用する第2条第4項の規定により減免の承認の決定をしたときは、第1項の規定を準用する。この場合において、同項の表の右欄中「100分の97」とあるのは「100分の91」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の93」とあるのは「100分の79」と、「100分の99」とあるのは「100分の97」と読み替えるものとする。

第7条の表第1号中「第94条第1項」の次に「、法第107条第1項」を加え、同表第2号中「および法第94条の2第1項」を「、法第94条の2第1項および法第108条第1項」に改め、同表中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同表第14号中「第105条」の次に「および法第114条の8」を加え、「介護老人保健施設エックス線装置設置届出書」を「介護老人保健施設・介護医療院エックス線装置設置届出書」に改め、同号を同表第15号とし、同表第13号中「第105条」の次に「および法第114条の8」を加え、「介護老人保健施設開設者死亡・失踪届出書」

を「介護老人保健施設・介護医療院開設者死亡・失踪届出書」に改め、同号を同表第14号とし、同表第12号中「第98条第1項第4号」の次に「および法第112条第1項第4号」を加え、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書」に改め、同号を同表第13号とし、同表第11号中「第2項」の次に「ならびに法第109条第1項および第2項」を加え、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書」に改め、同号を同表第12号とし、同表第10号中「第94条第2項」の次に「および法第107条第2項」を加え、「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書」に改め、同号を同表第11号とし、同表中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同表第6号中「第99条第2項」の次に「、法第113条第2項」を加え、同号を同表第7号とし、同表第5号中「第99条第1項」の次に「、法第113条第1項」を加え、同号を同表第6号とし、同表第4号中「第99条第1項」の次に「、法第113条第1項」を加え、同号を同表第5号とし、同表第3号の次に次の1号を加える。

(4)	法第72条の2第1項ただし書、法第78条の2の2第1項ただし書、法第115条の2の2第1項ただし書および法第115条の12の2第1項ただし書	特例を不要とする旨の届出書
-----	--	---------------

第8条中「第7号および第15号」を「第8号および第16号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの改正規定は、同年8月1日から施行する。（準備行為）
- 2 改正後の秋田市介護保険法施行細則第7条の規定による指定の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第11号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市勤労者総合福祉センターの項および秋田市にぎわい交流館の項を削る。

第4条の表秋田市勤労者総合福祉センターの項および秋田市にぎわい交流館の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

秋田市中企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表小口零細企業資金の項中「1,250万円」を「2,000万円」に改め、同表創業資金の項中「1,500万円」を「2,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

秋田市建築基準法施行細則および秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市建築基準法施行細則および秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第13項」を「第14項」に改める。

- (1) 秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第17条第2項および第5項
(2) 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）第7条第2号

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条の6」を「第30条の7」に、「第30条の7」を「第30条の8」に改める。

第6条第2項の表中

Table with 2 columns: 福祉保健部福祉総務課, 地域福祉推進室

福祉保健部福祉総務課 地域福祉推進室 に改める。

第9条第1項財産管理活用課の項中第11号および第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とする。

第13条第1項福祉総務課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条第1項障がい福祉課の項に次の2号を加える。

- (8) 障がい者差別解消調整委員会に関すること。
(9) 障がい者差別解消支援地域協議会に関すること。

第13条第3項を削る。

第14条産業企画課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

第25条第1項第64号中「外旭川地域センター、上新城地域センターおよび」を削り、同項第66号中「および下新城地区コミュニティセンター」を「下新城地区コミュニティセンターおよび上新城地区コミュニティセンター」に改め、同項中第115号を第116号とし、第73号から第114号までを1号ずつ繰り下げ、第72号の次に次の1号を加える。

(73) 下新城交流センターに関すること。

第25条第2項第2号中「および第82号」を「第73号および第83号」に改め、同項第3号中「第73号、第75号、第76号および第85号から第108号まで」を「第74号、第76号、第77号および第86号から第109号まで」に改め、同項第4号中「第74号、第77号から第81号までおよび第83号から第107号まで」を「第75号、第78号から第82号までおよび第84号から第108号まで」に改め、同項第7号中「第109号から第115号まで」を「第110号から第116号まで」に改め、同条第3項中「第108号」を「第109号」に改める。

第4章第3節中第30条の14を第30条の15とし、第30条の7から第30条の13までを1条ずつ繰り下げ、同章第2節中第30条の6を第30条の7とし、第30条の5を第30条の6とし、第30条の4の次に次の1条を加える。

（下新城交流センターの分掌事務等）

第30条の5 秋田市下新城交流センター条例（平成29年秋田市条例第52号）の規定による下新城交流センターは、北部市民サービスセンターに所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域の住民の交流の促進に関すること。
(2) 下新城交流センターの施設の管理に関すること。

第40条の5を次のように改める。

第40条の5 削除

第47条第1項の表中

Table with 3 columns: 9の2, 館長, 秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、佐竹史料館、文化会館、民俗芸能伝承館および新屋ガラス工房

Table with 3 columns: 10, 館長, 秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、佐竹史料館、文化会館、民俗芸能伝承館および新屋ガラス工房

改め、同表第15号中「地域センター」の次に「下新城交流センター」を加え、「農業者研修センター」を削り、同条第2項の表中第1号の4を削り、第1号の5を第1号の4とし、第4号の3の次に次のように加える。

Table with 4 columns: 4の4, 防災主幹, 防災安全対策課, 上司の命を受けて、防災に関する事項の調査、調整その他の事務を掌る。

第47条第2項の表第9号の2中「佐竹史料館」を「秋田城跡歴史資料館、千秋美術館、赤れんが郷土館、佐竹史料館、文化会館、

民俗芸能伝承館および新屋ガラス工房」に改め、同表第16号の次に次のように加える。

16の2	保育主査	課所室等	上司の命を受けて、課所室等の業務の一部を分担処理する。
------	------	------	-----------------------------

第47条第2項の表第17号中「、局」を削り、同表第18号中「業務の一部を分担処理する」を「重要な業務を掌る」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表第8号中「100万円」を「500万円」に改め、同表第11号中「5万円」を「20万円」に、「100万円」を「500万円」に改め、同表第12号から第14号までの規定中「100万円」を「500万円」に改め、同表第15号中「500万円」を「2,000万円」に改め、同表第16号から第18号までの規定中「100万円」を「500万円」に改め、同表第19号中「500万円」を「2,000万円」に、「50万円」を「200万円」に改め、同表第21号中「100万円」を「500万円」に改め、別表第2の2の表中

(2) 物品の賃借に関する契約	予定価格（年額換算）が40万円以下	
(3) 前2号に掲げる契約および事務決裁規程別表第2の2の表第2号から第5号までに掲げる契約以外の契約	予定価格が50万円以下	

を

(2) 物品の賃借に関する契約	○
(3) 前2号に掲げる契約および事務決裁規程別表第2の2の表第2号から第5号までに掲げる契約以外の契約	○

に

改め、別表第2の4の表中

(6) 報償費	ア 物品	100万円未満
	イ その他	100万円未満

を

(6) 報償費	ア 物品	○
	イ その他	○

に、

(9) 需用費	ア 食糧費	5万円未満
	イ 物品（物品修繕を含む。）	100万円未満
	ウ 光熱水費（別に指定する公共料金を除く。）	○
	エ その他	100万円未満
(10) 役務費	ア 郵便料および電信電話料（別に指定する公共料	○

を

	金を除く。）	
	イ 保険料のうち自動車損害賠償責任保険料および継続的に加入している保険に係るもの	○
	ウ 診療報酬審査支払手数料および介護報酬審査支払手数料	○
	エ その他	100万円未満
(11) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）	○
	イ その他	100万円未満
(12) 使用料および賃借料	ア 継続的賃貸借料	○
	イ 下水道使用料および工業用水使用料（別に指定する公共料金を除く。）	○
	ウ その他	100万円未満
(13) 工事請負費		500万円未満
(14) 原材料費	ア 物品	100万円未満
	イ その他	100万円未満
(15) 公有財産購入費		100万円未満
(16) 備品購入費		100万円未満
(17) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法に基づく負担金および地方公務員災害補償法に基づく負担金	○
	イ 工事負担金	500万円未満
	ウ その他の負担金	50万円未満

(9) 需用費	ア 食糧費	○
	イ 物品（物品修繕を含む。）	○
	ウ 光熱水費（別に指定する公共料金を除く。）	○
	エ その他	○
(10) 役務費	ア 郵便料および電信電話料（別に指定する公共料金を除く。）	○
	イ 保険料のうち自動車損害賠償責任保険料および継続的に加入している保険に係るもの	○
	ウ 診療報酬審査支払手数料および介護報酬審査支払手数料	○
	エ その他	○
(11) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）	○
	イ その他	○

に、

(12) 使用料 および賃 借料	ア 継続的賃貸借料	○
	イ 下水道使用料および 工業用水使用料（別に 指定する公共料金を除 く。）	○
	ウ その他	○
(13) 工事請負費		○
(14) 原材料 費	ア 物品	○
	イ その他	○
(15) 公有財産購入費		○
(16) 備品購入費		○
(17) 負担金、 補助およ び交付金	ア 地方公務員等共済組 合法に基づく負担金お よび地方公務員災害補 償法に基づく負担金	○
	イ 工事負担金	○
	ウ その他の負担金	○

(19) 補償、 補填およ び賠償金	ア 公共工事に係る補償金	100万円未満
	イ その他	100万円未満

を

(19) 補償、 補填およ び賠償金	ア 公共工事に係る補償金	○
	イ その他	○

に

改め、別表第2の6の表第1号中「100万円」を「500万円」に改め、同表第4号中「100万円」を「300万円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

秋田市職員被服貸与規則（昭和29年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表駅東サービスセンター、母子生活支援施設および上記以外の保育所の職員（女性）の項中「、母子生活支援施設」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市鳥獣被害対策実施隊設置規則をここに公布する。

平成30年3月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市鳥獣被害対策実施隊設置規則

（設置）

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）

第9条第1項の規定に基づき、秋田市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

（所掌業務）

第2条 実施隊は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第4条に基づき策定する秋田市鳥獣被害防止計画（以下「秋田市鳥獣被害防止計画」という。）に基づく被害防止施策の実施に関すること。
- (2) 秋田市鳥獣被害防止計画の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の捕獲および駆除ならびに処分（以下「捕獲等」という。）に関すること。
- (3) 鳥獣による被害を防止する技術等の向上、普及および指導に関すること。

（隊員）

第3条 実施隊に秋田市鳥獣被害対策実施隊員（以下「隊員」という。）を置き、次に掲げる者のうちから市長が指名し、又は任命する。

- (1) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）に限る。）
- (2) 一般社団法人秋田県猟友会の下部組織であって市内に所在するもの（以下「猟友会」という。）に属する者
- (3) 対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者として市長が認める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 隊員（前項第1号に該当する者を除く。次条において同じ。）は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

（隊員の任期）

第4条 隊員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

（隊長）

第5条 実施隊に隊長を置き、所掌課所室（市において鳥獣の捕獲等に関する事務を所掌する課所室をいう。以下同じ。）の長の職にある者をもって充てる。

2 隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、所掌課所室の職員である隊員のうち秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）第3条に規定する代決の順位が最上位である者が、その職務を代理する。

（解任）

第6条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該隊員を解任することができる。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第52条の規定により狩猟免許が取り消され、又は狩猟免許の効力を停止されたとき。
- (2) 正当な理由なく実施隊の業務に従事しないとき。
- (3) 猟友会に属さないこととなったとき。
- (4) 解任を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が解任が必要と認めるとき。

（庶務）

第7条 実施隊の庶務は、所掌課所室において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

施設の名称	駐車場使用料の額（月額）
河辺市民サービスセンター	500円
雄和市民サービスセンター	300円
斎場	300円
金足地域センター	200円
外旭川地区コミュニティセンター	600円
豊岩地区コミュニティセンター	200円
上新城地区コミュニティセンター	200円
下新城交流センター	200円
岩見三内連絡所	200円
大正寺連絡所	200円
平和公園	700円
ふれあい交流館かわべ	400円
河辺総合福祉交流センター	500円
岩見三内保育所	200円
新波保育所	100円
川添保育所	200円
雄和中央保育所	100円
総合環境センター	200円
大森山動物園	200円
千秋公園	1,400円
花木観光農園	100円
秋田消防署新屋分署	500円
秋田消防署勝平出張所	700円
秋田消防署牛島出張所	1,200円
土崎消防署将軍野出張所	800円
土崎消防署飯島出張所	200円
土崎消防署外旭川出張所	900円
城東消防署	1,500円
城東消防署広面出張所	1,400円
秋田南消防署	900円
秋田南消防署河辺分署	500円
秋田南消防署雄和分署	300円
雄和学校給食センター	300円
教育研究所	1,100円
太平山自然学習センター	200円
中央図書館明德館	1,400円
土崎図書館	800円
八橋陸上競技場	1,200円
八橋硬式野球場	1,200円
八橋球技場	1,300円
秋田市立体育館	700円
茨島体育館	1,100円
雄和B & G海洋センター	100円
保戸野小学校	1,400円
明德小学校	900円
築山小学校	1,100円

旭北小学校	1,200円
中通小学校	1,400円
旭南小学校	1,100円
牛島小学校	1,000円
川尻小学校	1,200円
旭川小学校	800円
土崎小学校	900円
港北小学校	700円
土崎南小学校	800円
高清水小学校	600円
広面小学校	1,000円
勝平小学校	800円
太平小学校	200円
外旭川小学校	900円
飯島小学校	600円
下新城小学校	200円
上新城小学校	200円
浜田小学校	300円
豊岩小学校	200円
仁井田小学校	800円
四ツ小屋小学校	300円
上北手小学校	300円
下北手小学校	300円
下浜小学校	200円
金足西小学校	200円
八橋小学校	1,200円
東小学校	1,400円
泉小学校	1,400円
大住小学校	900円
桜小学校	800円
飯島南小学校	700円
寺内小学校	900円
御所野小学校	900円
岩見三内小学校	200円
河辺小学校	200円
戸島小学校	300円
雄和小学校	300円
秋田東中学校	1,100円
秋田南中学校	1,300円
山王中学校	1,300円
土崎中学校	700円
秋田西中学校	800円
太平中学校	200円
外旭川中学校	300円
秋田北中学校	300円
豊岩中学校	200円
城南中学校	700円
下北手中学校	300円
下浜中学校	200円
城東中学校	1,300円
泉中学校	1,400円
将軍野中学校	900円
御野場中学校	400円
勝平中学校	600円

飯島中学校	700円
桜中学校	800円
御所野学院中学校	900円
岩見三内中学校	200円
河辺中学校	300円
雄和中学校	300円
秋田商業高等学校	800円
御所野学院高等学校	900円

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則（平成25年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立大学法人秋田公立美術大学の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則

第1条中「ならびに財務および会計」を「、財務および会計ならびに人事管理」に改める。

第6条および第7条を削り、第5条を第7条とし、第2条から第4条までを2条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の2条を加える。（監査報告の作成）

第2条 監事は、法第13条第4項後段の規定により監査報告を作成しようとするときは、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図りながら、情報の収集および監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号ならびに第4項第3号および第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

- (1) 法人の役員および職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度および独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設および維持を認めるものと解してはならない。
- 3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通および情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 4 法第13条第4項後段の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 監査の方法およびその内容
 - (2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうかおよび中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかに関する意見
 - (3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制

の整備および運用に関する意見

- (4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があった場合には、その事実
- (5) 監査のための必要な調査をすることができなかった場合には、その旨およびその理由
- (6) 監査報告を作成した日
（監事による調査の対象となる書類）

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、第14条の規定により法人が市長に提出する書類とする。

第8条を次のように改める。

（業務の実績等の報告書）

第8条 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書ならびに中期目標の期間における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（事業報告書の作成）

第11条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 法人の目的、業務内容、沿革、設立団体、組織図その他の法人の概要
- (2) 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- (3) 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
- (4) 在学する学生の数
- (5) 役員の氏名、役職、任期、担当および経歴
- (6) 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）および平均年齢ならびに当該法人への出向者の数
- (7) 非常勤職員の数
- (8) 財務諸表に記載された事項の概要
- (9) 重要な施設等の整備等の状況
- (10) 予算および決算の概要
- (11) 財源の内訳
- (12) 財務情報および業務の実績に基づく説明

本則に次の2条を加える。

（内部組織）

第18条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、秋田公立美術大学であって、再就職者（離職後2年を経過した者を除く。）が離職前5年間に在職していたものとする。

（管理又は監督の地位）

第19条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、秋田市職員の退職管理に関する規則（平成28年秋田市規則第26号）第21条に規定する職員の職に相当するものとして市長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営ならびに財務および会計に関する規則（平成26年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方独立行政法人市立秋田総合病院の業務運営、財務および会計ならびに人事管理に関する規則

第1条中「ならびに財務および会計」を「、財務および会計ならびに人事管理」に改める。

第6条および第7条を削り、第5条を第7条とする。

第4条第2号中「(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

第2条 監事は、法第13条第4項後段の規定により監査報告を作成しようとするときは、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図りながら、情報の収集および監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号ならびに第4項第3号および第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員および職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度および独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設および維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通および情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 法第13条第4項後段の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監査の方法およびその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうかおよび中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかに関する意見

(3) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する意見

(4) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に

違反する重大な事実があった場合には、その事実

(5) 監査のための必要な調査をすることができなかった場合には、その旨およびその理由

(6) 監査報告を作成した日

(監事による調査の対象となる書類)

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、第14条の規定により法人が市長に提出する書類とする。

第8条を次のように改める。

(業務の実績等の報告書)

第8条 法第28条第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

(1) 事業年度における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書ならびに中期目標の期間における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とする。

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の作成)

第11条 法第34条第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人の現況その他の概要

(2) 法人の全体的な状況

(3) 年度計画に定めた項目別の状況

本則に次の2条を加える。

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、市立秋田総合病院であって、再就職者（離職後2年を経過した者を除く。）が離職前5年間に在職していたものとする。

(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、秋田市職員の退職管理に関する規則（平成28年秋田市規則第26号）第21条に規定する職員の職に相当するものとして市長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第6号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「機関として」の次に「学校適正配置推進室および」を加える。

第8条第1項学事課の項第1号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第14号中「課」の次に「（学校適正配置推進室を含む。）」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 学校適正配置推進室の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 学校の配置および規模の適正化に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月20日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表給排水課項中「普及指導係 審査検査係」を「給排水管理係 審査係 検査係」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月29日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「新あきた農業協同組合」を「秋田なまはげ農業協同組合」に改める。

様式第4号中「秋田市水洗便所改造資金助成規程」を「秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第1号

庁 中 一 般

関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「、施設長」を削る。

第10条企画財政部長専決事項の項第5号中「寄附金品」の次に「（きずなでホットしてあきた寄附金を除く。）」を加え、同条市民生活部長専決事項の項第1号中「市営墓地」の次に「および市営合葬墓」を加える。

第10条の4中第16号を第17号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 下新城交流センターの管理および使用許可に関すること。

第11条財政課長専決事項の項第4号中「寄附金品」の次に「（きずなでホットしてあきた寄附金にあっては、その全額）」を加え、同条産業企画課長専決事項の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条都市総務課長専決事項の項第1号中「土地区画整理法第110条第5項の規定に基づく」を削る。

別表第2の1の表第19号アおよび別表第2の4の表第17号ア中「後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金および共同安定化事業拠出金」を「国民健康保険事業費納付金および共同事業拠出金」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般

関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表中第38号を削り、第39号を第38号とし、第40号から第46号までを1号ずつ繰り上げ、別表の公印のひな形中(38)を削り、(39)を(38)とし、(40)から(46)までを(39)から(45)までとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

消防本部訓令

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部

消 防 署

消 防 職 員 一 般

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸

秋田市消防本部等処務規程の一部を改正する訓令
秋田市消防本部等処務規程（昭和39年秋田市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の第1の表予防課の項中第30号を第31号とし、第9号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 違反是正支援アドバイザー制度に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
戸賀沢自治会
- 2 認可年月日
平成5年8月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 加 藤 敏
秋田市雄和戸賀沢字御江田90番地
変更後 珍 田 澄 夫
秋田市雄和戸賀沢字御江田8番地
- 4 変更年月日
平成30年1月14日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平沢自治会
- 2 認可年月日
平成11年11月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 齊 藤 健 市
秋田市雄和平沢字舟津田68番地1
変更後 齊 藤 一 信
秋田市雄和平沢字大面21番地1
- 4 変更年月日
平成29年12月18日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第52号

平成30年1月29日付けの地方自治法（昭和22年法律第67号）第

260条の2第10項の規定に基づく秋田市告示第26号を次のとおり訂正する。

平成30年3月2日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

変更後の代表者の住所「秋田市河辺三内字道山87番地4」を「秋田市河辺三内字道山117番地3」に訂正する。

秋田市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市居使町内会
- 2 認可年月日
平成7年12月4日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 池 田 秀 勝
秋田市豊岩豊巻字居使37番地
変更後 斎 藤 輝 雄
秋田市豊岩豊巻字居使23番地
- 4 変更年月日
平成30年2月4日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月6日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市中通五丁目1番21号トーカンマンション中通605

佐々木 仁

セブンイレブン秋田大町4丁目店

秋田市告示第55号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成30年3月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成30年2月16日および同月20日
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成30年3月20日から同年9月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年3月6日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類: 訪問看護事業

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
6	虹の街訪問看護ステーション	秋田市牛島西一丁目3番8号	株式会社虹の街代表取締役社長 遠藤久	平成30年4月1日

秋田市告示第57号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 4,489,316	千円 800,000	千円 5,289,316
	2 基金繰入金	4,269,365	800,000	5,069,365
歳入合計		130,092,356	800,000	130,892,356

達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第58号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度分介護保険料督促状

秋田市告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年3月7日

秋田市長 穂 積 志

専決第5号

専決処分書

平成29年度秋田市一般会計補正予算(第9号)の件

上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成30年2月1日

秋田市長 穂 積 志

平成29年度秋田市一般会計補正予算(第9号)

平成29年度秋田市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,892,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 13,911,454	千円 800,000	千円 14,711,454
	2 道路橋りょう費	3,993,770	800,000	4,793,770
歳 出 合 計		130,092,356	800,000	130,892,356

秋田市告示第60号

平成30年3月6日の「平成30年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年3月7日

秋田市長 穂 積 志

平成29年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

平成29年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,202,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,095,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の変更は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		千円 43,509,406	千円 △122,418	千円 43,386,988
	1 市民税	19,698,208	△171,251	19,526,957
	2 固定資産税	19,458,834	86,874	19,545,708
	3 軽自動車税	689,748	△7,701	682,047
	4 市たばこ税	2,151,897	△48,634	2,103,263
	5 鉱産税	4,563	1,615	6,178
	6 入湯税	31,408	1,285	32,693
	7 事業所税	1,474,748	15,394	1,490,142
2 地方譲与税		933,455	22,019	955,474
	2 自動車重量譲与税	594,665	22,019	616,684
3 利子割交付金		43,927	36,561	80,488
	1 利子割交付金	43,927	36,561	80,488
4 配当割交付金		128,776	△22,897	105,879

	1 配当割交付金	128,776	△22,897	105,879
6 地方消費税交付金		6,052,288	195,412	6,247,700
	1 地方消費税交付金	6,052,288	195,412	6,247,700
8 自動車取得税交付金		157,163	3,819	160,982
	1 自動車取得税交付金	157,163	3,819	160,982
9 国有提供施設等所在市助成交付金		5,128	△513	4,615
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	5,128	△513	4,615
11 地方交付税		20,303,000	376,730	20,679,730
	1 地方交付税	20,303,000	376,730	20,679,730
13 分担金及び負担金		1,326,568	△58,423	1,268,145
	1 負担金	1,325,098	△58,423	1,266,675
14 使用料及び手数料		2,397,626	14,795	2,412,421
	1 使用料	1,141,822	△4,885	1,136,937
	2 手数料	1,255,804	19,680	1,275,484
15 国庫支出金		20,451,531	530,114	20,981,645
	1 国庫負担金	17,279,192	213,430	17,492,622
	2 国庫補助金	3,087,214	319,120	3,406,334
	3 委託金	85,125	△2,436	82,689
16 県支出金		9,209,116	412,167	9,621,283
	1 県負担金	5,299,461	111,194	5,410,655
	2 県補助金	3,291,945	313,339	3,605,284
	3 委託金	617,710	△12,366	605,344
17 財産収入		228,880	61,807	290,687
	1 財産運用収入	178,495	△274	178,221
	2 財産売払収入	50,385	62,081	112,466
18 寄附金		250,228	1,050	251,278
	1 寄附金	250,228	1,050	251,278

19	繰入金	5,289,316	206,120	5,495,436
	1 特別会計繰入金	219,951	37,392	257,343
	2 基金繰入金	5,069,365	168,728	5,238,093
20	繰越金	1,408,894	44,100	1,452,994
	1 繰越金	1,408,894	44,100	1,452,994
21	諸収入	7,521,801	209,888	7,731,689
	3 貸付金元利収入	6,330,509	33,444	6,363,953
	4 受託事業収入	9,408	△2,911	6,497
	5 雑入	1,147,870	179,355	1,327,225
22	市債	11,228,400	292,600	11,521,000
	1 市債	11,228,400	292,600	11,521,000
歳 入 合 計		130,892,356	2,202,931	133,095,287

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	議会費	千円 725,744	千円 △3,904	千円 721,840
	1 議会費	725,744	△3,904	721,840
2	総務費	17,345,425	1,719,312	19,064,737
	1 総務管理費	15,120,961	1,781,125	16,902,086
	2 徴税费	1,265,741	△10,472	1,255,269
	3 戸籍住民基本台帳費	576,812	△16,276	560,536
	4 選挙費	235,766	△20,768	214,998
	5 統計調査費	60,320	△14,297	46,023
3	民生費	48,916,934	529,934	49,446,868
	1 社会福祉費	22,570,352	△7,332	22,563,020
	2 児童福祉費	16,897,937	507,401	17,405,338
	3 生活保護費	9,400,942	29,865	9,430,807
4	衛生費	8,603,825	△68,840	8,534,985

	1 環境衛生費	572,698	△11,918	560,780
	2 保健所費	1,640,058	△27,195	1,612,863
	3 清掃費	3,891,662	△31,177	3,860,485
	5 上水道費	175,413	3,670	179,083
	7 母子衛生費	717,239	△2,220	715,019
5 労働費		507,411	△15,450	491,961
	1 労働諸費	507,411	△15,450	491,961
6 農林水産業費		2,814,642	△36,523	2,778,119
	1 農業費	2,052,810	△48,906	2,003,904
	2 農業集落排水費	505,029	△25,364	479,665
	3 林業費	256,803	37,747	294,550
7 商工費		7,182,792	△105,118	7,077,674
	1 商工費	7,182,792	△105,118	7,077,674
8 土木費		14,711,454	△450,064	14,261,390
	1 土木管理費	327,170	△5,023	322,147
	2 道路橋りょう費	4,793,770	△15,779	4,777,991
	4 港湾費	143,557	△1,500	142,057
	5 都市計画費	3,671,878	△253,760	3,418,118
	6 下水道費	4,454,152	△115,717	4,338,435
	7 住宅費	1,082,150	△58,285	1,023,865
9 消防費		3,810,284	△4,420	3,805,864
	1 消防費	3,810,284	△4,420	3,805,864
10 教育費		9,994,642	862,575	10,857,217
	1 教育総務費	1,421,331	44,074	1,465,405
	2 小学校費	2,313,688	△50,813	2,262,875
	3 中学校費	1,295,134	△11,203	1,283,931
	4 高等学校費	1,032,617	△49,540	983,077

	5 幼稚園費	257,999	4,406	262,405
	6 社会教育費	1,795,286	△43,522	1,751,764
	7 保健体育費	630,277	972,307	1,602,584
	8 専修学校費	143,798	△3,134	140,664
11 災害復旧費		2,342,275	△106,185	2,236,090
	1 農林水産施設災害復旧費	1,427,172	△106,185	1,320,987
12 公債費		13,836,927	△118,386	13,718,541
	1 公債費	13,836,927	△118,386	13,718,541
歳 出 合 計		130,892,356	2,202,931	133,095,287

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	900,000	平成29年度	400,000	1,370,000	平成29年度	400,000
				平成30年度	500,000		平成30年度	770,000
				平成31年度			平成31年度	200,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	24,370	平成29年度		19,813	平成29年度	
				平成30年度	24,370		平成30年度	19,813
	6 社会教育費	土崎図書館施設整備等経費	95,364	平成29年度		76,649	平成29年度	
平成30年度				95,364	平成30年度		76,649	

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	障がい福祉等システム改修経費	12,287
		老人福祉施設整備費補助金	141,839
		介護保険事業会計繰出金	4,977
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	22,934
	3 林業費	県単局所防災事業	44,750
8 土木費	1 土木管理費	県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	12,048

	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	131,000
		道路附属施設改修事業	30,000
		道路改良事業	15,000
		側溝改良事業	28,700
		橋りょう修繕事業	159,000
	3 河川費	道路排水路等整備事業	36,000
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	57,674
		地方道路交付金事業	388,000
10 教育費	7 保健体育費	八橋陸上競技場夜間照明等整備事業	989,972
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	723,404
		林業施設災害復旧事業	263,295

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	95,000	543,300	638,300

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共施設マネジメントシステム 保守管理委託経費	平成29年度～平成30年度	864
(仮称) あきた芸術祭検討経費	平成29年度～平成30年度	4,239
地方公会計推進経費	平成29年度～平成32年度	5,064
油谷これくしょん活用推進事業	平成29年度～平成30年度	6,509
観光客等受入業務委託経費	平成29年度～平成30年度	6,126
ユネスコ無形文化遺産 「山・鈴・屋台行事」魅力発信事業	平成29年度～平成30年度	10,400
クルーズ客船受入業務委託経費	平成29年度～平成30年度	5,398
市民スポーツ活動普及振興 業務委託経費	平成29年度～平成30年度	18,656
美術館施設整備等経費	平成29年度～平成30年度	40,102
休日在宅診療当番医制業務委託経費	平成29年度～平成30年度	3,625
若者自立支援事業	平成29年度～平成30年度	6,180

児童福祉関連サービス委託経費等	平成29年度～平成30年度	362,097
母子保健関連事業委託経費等	平成29年度～平成30年度	265,286
次世代エネルギーパーク運営経費 (スマートシティ創エネ事業)	平成29年度～平成30年度	1,878
情報統合管理基盤運用経費 (スマートシティ省エネ事業)	平成29年度～平成30年度	14,215
あきエコどんどんプロジェクト事業	平成29年度～平成30年度	6,189
ごみ減量対策事業	平成29年度～平成30年度	875
中心市街地循環バス運行事業	平成29年度～平成30年度	6,570
市議会本会議中継等業務委託経費	平成29年度～平成30年度	2,479
タブレット端末機器活用経費	平成29年度～平成30年度	7,602
小学校教師用教科書・指導書購入経費	平成29年度～平成30年度	8,878
中学校教師用教科書・指導書購入経費	平成29年度～平成30年度	63
I C T ジ ュ ニ ア 育 成 事 業	平成29年度～平成30年度	3,390
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定市民相談センター分)	平成29年度～平成30年度	2,663
同 上 (平成29年度設定子ども未来センター分)	平成29年度～平成30年度	560

(変更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
社会福祉関連サービス委託経費等	21,408	2,875	24,283
健康管理関連事業委託経費等	14,745	392,051	406,796
中心市街地商業集積促進事業費補助金	17,162	16,932	34,094
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定文書法制課分)	4,472	420	4,892
同 上 (平成29年度設定財産管理活用課分)	25,367	2,419	27,786
同 上 (平成29年度設定企画調整課分)	7,047	26,167	33,214
同 上 (平成29年度設定市民課分)	21,411	22,079	43,490
同 上 (平成29年度設定西部市民サービスセンター分)	24,467	12,946	37,413
同 上 (平成29年度設定北部市民サービスセンター分)	36,393	17,801	54,194
同 上 (平成29年度設定河辺市民サービスセンター分)	9,284	29,306	38,590
同 上 (平成29年度設定雄和市民サービスセンター分)	9,842	8,495	18,337

同 上 (平成29年度設定南部市民サービスセンター分)	48,320	10,840	59,160
同 上 (平成29年度設定東部市民サービスセンター分)	25,390	16,250	41,640
同 上 (平成29年度設定中央市民サービスセンター分)	46,417	14,648	61,065
同 上 (平成29年度設定子ども総務課分)	292	151	443
同 上 (平成29年度設定産業企画課分)	221,182	3,372	224,554

第5表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	2,221,600	△38,500	2,183,100			
上 水 道 費	26,900	2,900	29,800			
農 業 費	86,800	△11,000	75,800			
林 業 費	20,100	△2,500	17,600			
土 地 区 画 整 理 費	876,700	△23,000	853,700			
街 路 事 業 費	331,200	△30,900	300,300			
公 園 整 備 費	101,500	△43,200	58,300			
駅 周 辺 施 設 整 備 費	24,300	△300	24,000			
住 宅 費	408,600	△44,900	363,700			
消 防 費	302,900	△27,700	275,200			
高 等 学 校 費	81,300	△2,200	79,100			
社 会 教 育 費	45,800	△3,300	42,500			
保 健 体 育 費	38,000	491,300	529,300			
衛 生 施 設 災 害 復 旧 費	-	25,900	25,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はその 融資条件による。銀行 その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	11,228,400	292,600	11,521,000			

平成29年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）
平成29年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,113千円
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,908,881
千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算 補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 918,030	千円 △35,229	千円 882,801
	1 国庫補助金	918,030	△35,229	882,801
3 繰入金		1,018,421	△26,884	991,537
	1 一般会計繰入金	1,018,421	△26,884	991,537
歳 入	合 計	1,970,994	△62,113	1,908,881

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		千円 1,968,494	千円 △62,113	千円 1,906,381
	1 土地区画整理費	1,968,494	△62,113	1,906,381
歳 出	合 計	1,970,994	△62,113	1,908,881

平成29年度秋田市市有林会計補正予算（第2号）
平成29年度秋田市の市有林会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,049千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,713千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 1,811	千円 1,049	千円 2,860
	1 財産運用収入	1,806	84	1,890
	2 財産売払収入	3	946	949
	3 分収林収入	2	19	21
歳 入	合 計	145,664	1,049	146,713

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸支出金		千円 100	千円 1,049	千円 1,149
	1 分収交付金	100	1,049	1,149

歳 出 合 計	145,664	1,049	146,713
---------	---------	-------	---------

平成29年度秋田市市営墓地会計補正予算（第4号）
 平成29年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,754千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	使用料及び手数料	千円 62,463	千円 322	千円 62,785
	1 使用料	42,226	322	42,548
2	繰越金	1	4,531	4,532
	1 繰越金	1	4,531	4,532
4	繰入金	38,847	△1,099	37,748
	1 一般会計繰入金	38,847	△1,099	37,748
歳 入 合 計		101,357	3,754	105,111

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	総務費	千円 61,382	千円 4,853	千円 66,235
	2 一般会計繰出金	4,535	4,853	9,388
4	事業費	38,875	△1,099	37,776
	1 事業費	38,875	△1,099	37,776
歳 出 合 計		101,357	3,754	105,111

平成29年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）
 平成29年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,203千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ269,926千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	発電収入	千円 241,722	千円 28,203	千円 269,925

	1 発電収入	241,722	28,203	269,925
歳 入	合 計	241,723	28,203	269,926

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 61,676	千円 △9,189	千円 52,487
	1 総務管理費	61,676	△9,189	52,487
2 繰出金		179,847	37,392	217,239
	1 一般会計繰出金	179,847	37,392	217,239
歳 出	合 計	241,723	28,203	269,926

平成29年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
平成29年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
235,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ
ぞれ36,279,697千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳
入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 5,022,218	千円 84,813	千円 5,107,031
	1 国民健康保険税	5,022,218	84,813	5,107,031
3 国庫支出金		6,800,330	68,212	6,868,542
	1 国庫負担金	5,057,445	△250,097	4,807,348
	2 国庫補助金	1,742,885	318,309	2,061,194
4 療養給付費交付金		370,675	△93,311	277,364
	1 療養給付費交付金	370,675	△93,311	277,364
5 前期高齢者交付金		10,826,326	5,838	10,832,164
	1 前期高齢者交付金	10,826,326	5,838	10,832,164
6 県支出金		1,668,366	△46,088	1,622,278
	1 県負担金	371,841	△23,215	348,626

	2 県補助金	1,296,525	△22,873	1,273,652
7 共同事業交付金		8,484,869	△526,490	7,958,379
	1 共同事業交付金	8,484,869	△526,490	7,958,379
8 財産収入		30	103	133
	1 財産運用収入	30	103	133
9 繰入金		2,846,123	△357,385	2,488,738
	1 一般会計繰入金	2,646,123	△157,385	2,488,738
	2 基金繰入金	200,000	△200,000	0
10 繰越金		1	1,098,899	1,098,900
	1 繰越金	1	1,098,899	1,098,900
11 諸収入		25,087	1,080	26,167
	2 雑入	24,287	1,080	25,367
歳 入 合 計		36,044,026	235,671	36,279,697

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 273,106	千円 △1,908	千円 271,198
	1 総務管理費	81,309	0	81,309
	2 徴税費	189,077	△1,908	187,169
2 保険給付費		22,017,557	453,344	22,470,901
	1 療養諸費	19,103,256	438,000	19,541,256
	2 高額療養費	2,820,723	25,000	2,845,723
	4 出産育児諸費	70,176	△10,506	59,670
	5 葬祭諸費	23,400	850	24,250
3 後期高齢者支援金等		3,438,061	△10,033	3,428,028
	1 後期高齢者支援金等	3,438,061	△10,033	3,428,028
4 前期高齢者納付金等		12,437	132	12,569
	1 前期高齢者納付金等	12,437	132	12,569

6 介護納付金		1,147,524	△10,675	1,136,849
	1 介護納付金	1,147,524	△10,675	1,136,849
7 共同事業拠出金		8,630,030	△574,681	8,055,349
	1 共同事業拠出金	8,630,030	△574,681	8,055,349
8 保健事業費		302,292	△14,686	287,606
	1 特定健康診査等事業費	206,032	△16,863	189,169
	2 保健事業費	96,260	2,177	98,437
9 基金積立金		30	300,103	300,133
	1 基金積立金	30	300,103	300,133
11 諸支出金		19,841	94,075	113,916
	1 償還金及び還付加算金	19,840	94,075	113,915
	2 一部負担金	1	0	1
12 予備費		200,000	0	200,000
	1 予備費	200,000	0	200,000
歳 出 合 計		36,044,026	235,671	36,279,697

第2表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険税オンラインシステム改修経費	平成29年度～平成30年度	38,077

(変更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定)	106,183	17,258	123,441

平成29年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)
平成29年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,655,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,715,982千円とする。
2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。
(債務負担行為の補正)
第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		千円 6,028,726	千円 634,323	千円 6,663,049
	1 介護保険料	6,028,726	634,323	6,663,049
3 国庫支出金		6,953,268	△17,942	6,935,326
	1 国庫負担金	4,990,637	23,489	5,014,126
	2 国庫補助金	1,962,631	△41,431	1,921,200
4 支払基金交付金		7,861,539	46,781	7,908,320
	1 支払基金交付金	7,861,539	46,781	7,908,320
5 県支出金		4,100,683	29,777	4,130,460
	1 県負担金	3,943,918	30,176	3,974,094
	2 県補助金	156,765	△399	156,366
6 財産収入		1	656	657
	1 基金運用収入	1	656	657
7 繰入金		4,090,438	24,768	4,115,206
	1 一般会計繰入金	4,090,437	24,769	4,115,206
	2 基金繰入金	1	△1	0
8 繰越金		26,076	936,790	962,866
	1 繰越金	26,076	936,790	962,866
歳 入	合 計	29,060,829	1,655,153	30,715,982

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 382,329	千円 8,669	千円 390,998
	1 総務管理費	382,329	8,669	390,998
2 保険給付費		27,490,954	165,121	27,656,075
	1 介護サービス等諸費	24,524,974	181,878	24,706,852
	2 介護予防サービス等諸費	937,167	34,097	971,264

	3 高額介護サービス等費	749,237	△53,596	695,641
	4 特定入所者介護サービス等費	1,242,288	1,424	1,243,712
	5 その他諸費	37,288	1,318	38,606
3 地域支援事業費		1,030,414	△3,568	1,026,846
	3 包括的支援事業・任意事業費	444,375	△3,568	440,807
4 基金積立金		1	898,141	898,142
	1 基金積立金	1	898,141	898,142
6 諸支出金		26,131	586,790	612,921
	1 償還金及び還付加算金	26,131	586,790	612,921
歳 出 合 計		29,060,829	1,655,153	30,715,982

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事務処理システム等運用経費	4,977

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位：千円)

事項	限度額		
	補正前の額	補正額	計
介護保険関連サービス委託経費等	430,742	47,164	477,906
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成29年度設定福祉総務課分)	40,201	4,005	44,206

平成29年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)

平成29年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,793千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,366,451千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,509,877	千円 71,519	千円 2,581,396
	1 後期高齢者医療保険料	2,509,877	71,519	2,581,396
3 繰入金		762,327	2,274	764,601
	1 一般会計繰入金	762,327	2,274	764,601

歳 入 合 計	3,292,658	73,793	3,366,451
---------	-----------	--------	-----------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 3,216,234	千円 73,793	千円 3,290,027
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,216,234	73,793	3,290,027
歳 出 合 計		3,292,658	73,793	3,366,451

平成29年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成29年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量）（補正予定量） （計）

(1) 給 水 戸 数	149,480戸	△977戸	148,503戸
(2) 年間総配水量	35,665,338	△421,740	35,243,598
	m ³	m ³	m ³
(3) 一日平均配水量	97,713	△1,155	96,558
	m ³	m ³	m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備工事			
配水管布設	2,970	370	3,340
	m	m	m
配水管布設替	18,890	320	19,210
	m	m	m
配水幹線整備	2,370	△240	2,130
	m	m	m
(ロ) 施設改良工事			
送水管等整備	1,200	△60	1,140
	m	m	m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額）（補正予定額） （計）

収 入			
第1款 水道事業収益	7,678,104	△54,821	7,623,283
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,013,182	△39,841	6,973,341
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	664,920	△14,980	649,940
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 水道事業費用	6,752,134	△239,734	6,512,400
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	6,182,156	△267,443	5,914,713
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	565,078	28,709	593,787

第3項 特別損失	千円 3,100	千円 △1,000	千円 2,100
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,805,764千円」を「2,613,634千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「160,943千円」を「124,368千円」に、減債積立金「531,831千円」を「668,576千円」に、過年度分損益勘定留保資金「2,112,990千円」を「1,820,690千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額）（補正予定額） （計）

収 入			
第1款 資本的収入	1,731,261	△88,508	1,642,753
	千円	千円	千円
第1項 企業債	1,137,700	△62,400	1,075,300
	千円	千円	千円
第2項 出資金	144,245	2,850	147,095
	千円	千円	千円
第3項 補助金	234,160	△52,277	181,883
	千円	千円	千円
第4項 固定資産 売却代金	1 千円	134 千円	135 千円
第5項 負担金及び 寄附金	215,155 千円	23,185 千円	238,340 千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,537,025	△280,638	4,256,387
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	3,094,019	△291,920	2,802,099
	千円	千円	千円
第2項 企業債 償還金	1,443,006 千円	2,861 千円	1,445,867 千円
第3項 国庫補助金 返還金	- 千円	8,421 千円	8,421 千円

（企業債）

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

（既決予定額）（補正予定額） （計）

限 度 額	1,137,700	△62,400	1,075,300
	千円	千円	千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,022,105	△76,113	945,992
	千円	千円	千円
(他会計からの補助金)			
第7条 予算第10条中「31,168千円」を「31,988千円」に改める。			
(利益剰余金の処分)			
第8条 予算第11条中当年度未処分利益剰余金「752,472千円」を「976,481千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。			
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	375,472	112,009	487,481
	千円	千円	千円
(2) 建設改良積立金	377,000	112,000	489,000
	千円	千円	千円

平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成29年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 排水戸数	121,245	△745	120,500
	戸	戸	戸
(2) 年間総処理水量	38,372,992	2,305,809	40,678,801
	m ³	m ³	m ³
(3) 一日平均処理水量	105,131	6,318	111,449
	m ³	m ³	m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	10,920,925	△104,109	10,816,816
	千円	千円	千円
第1項 営業収益	7,565,836	△87,814	7,478,022
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	3,355,087	△74,746	3,280,341
	千円	千円	千円
第3項 特別利益	2	58,451	58,453
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	10,023,170	△263,131	9,760,039
	千円	千円	千円
第1項 営業費用	8,634,877	△231,776	8,403,101
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	1,384,242	31,355	1,352,887
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,013,156千円」を「4,034,892千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「144,634千円」を「69,860千円」に、減債積立金「898,439千円」を「1,009,911千円」に、過年度分損益勘定留保資金「642,569千円」を「929,419千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,327,514千円」

を「2,025,702千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,274,793	△242,016	6,032,777
	千円	千円	千円
第1項 企業債	4,022,900	△163,300	3,859,600
	千円	千円	千円
第3項 補助金	1,197,200	△8,500	1,188,700
	千円	千円	千円
第4項 負担金	130,715	△70,216	60,499
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	10,287,949	△220,280	10,067,669
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	4,418,960	△242,201	4,176,759
	千円	千円	千円
第2項 企業債償還金	5,868,989	21,921	5,890,910
	千円	千円	千円

(継続費)

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(変更前)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	川口汚水中 継ポンプ場 沈砂池設備 更新・耐震 補強工事	515,000 千円	平成29年度 平成30年度	80,000 千円 435,000 千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	川口汚水中 継ポンプ場 沈砂池設備 更新・耐震 補強工事	380,000 千円	平成29年度 平成30年度	80,000 千円 300,000 千円

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	4,022,900	△163,300	3,859,600
	千円	千円	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	635,229	△93,130	542,099
	千円	千円	千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第11条中「1,367,179千円」を「1,320,445千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「753,121千円」を「986,917千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減債積立金	753,121	233,796	986,917
	千円	千円	千円

平成29年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
（総 則）

第1条 平成29年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成29年度秋田市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 排水戸数			
（農業集落排水）	2,895戸	△19戸	2,876戸
（個別排水処理）	229戸	△3戸	226戸
（ 計 ）	3,124戸	△22戸	3,102戸
(2) 年間総処理水量			
（農業集落排水）	993,914m ³	△9,422m ³	984,492m ³
（個別排水処理）	52,808m ³	479m ³	53,287m ³
（ 計 ）	1,046,722m ³	△8,943m ³	1,037,779m ³
(3) 一日平均処理水量			
（農業集落排水）	2,723m ³	△26m ³	2,697m ³
（個別排水処理）	145m ³	1m ³	146m ³
（ 計 ）	2,868m ³	△25m ³	2,843m ³

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水	752,439	△19,063	733,376
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	134,594	1,192	135,786
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	617,844	△20,255	597,589
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	33,591	△2,339	31,252
事業収益	千円	千円	千円
第1項 営業収益	8,752	62	8,814
	千円	千円	千円
第2項 営業外収益	24,837	△2,401	22,436
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 農業集落排水	751,716	△18,853	732,863
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	674,679	△18,505	656,174
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	76,487	△529	75,958
	千円	千円	千円
第3項 特別損失	50	181	231
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	34,177	△2,473	31,704
事業費用	千円	千円	千円
第1項 営業費用	31,685	△2,181	29,504
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	2,390	△292	2,098
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に

対し不足する額「216,404千円」を「216,593千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137千円及び過年度分損益勘定留保資金216,267千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61千円、減債積立金32,377千円及び過年度分損益勘定留保資金184,155千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水	118,873	△6,980	111,893
事業資本的収入	千円	千円	千円
第1項 企業債	5,000	△1,400	3,600
	千円	千円	千円
第2項 出資金	95,687	△4,180	91,507
	千円	千円	千円
第3項 補助金	6,000	△1,400	4,600
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	25,808	△7,436	18,372
事業資本的収入	千円	千円	千円
第1項 企業債	9,900	△2,100	7,800
	千円	千円	千円
第2項 出資金	11,945	△1,968	9,977
	千円	千円	千円
第3項 補助金	2,976	△2,976	0
	千円	千円	千円
第4項 負担金	987	△392	595
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 農業集落排水	329,271	△6,773	322,498
事業資本的支出	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	33,118	△6,980	26,138
	千円	千円	千円
第2項 企業債償還金	296,141	170	296,311
	千円	千円	千円
第3項 投資	12	37	49
	千円	千円	千円
第2款 個別排水処理	31,814	△7,454	24,360
事業資本的支出	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	24,828	△7,546	17,282
	千円	千円	千円
第2項 企業債償還金	6,986	92	7,078
	千円	千円	千円

（企業債）

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限 度 額	14,900	△3,500	11,400
	千円	千円	千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	41,095	△1,298	39,797
	千円	千円	千円

（他会計からの補助金）

第7条 予算第10条中「396,463千円」を「377,247千円」に改める。

平成29年度秋田市一般会計補正予算（第11号）
 平成29年度秋田市の一般会計補正予算（第11）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,107,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,202,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,981,645	千円 338,565	千円 21,320,210
	2 国庫補助金	3,406,334	338,565	3,744,899
19 繰入金		5,495,436	12,911	5,508,347
	2 基金繰入金	5,238,093	12,911	5,251,004
22 市債		11,521,000	755,700	12,276,700
	1 市債	11,521,000	755,700	12,276,700
歳 入	合 計	133,095,287	1,107,176	134,202,463

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 8,534,985	千円 8,125	千円 8,543,110
	1 環境衛生費	560,780	8,125	568,905
6 農林水産業費		2,778,119	49,730	2,827,849
	1 農業費	2,003,904	49,730	2,053,634
8 土木費		14,261,390	715,000	14,976,390
	2 道路橋りょう費	4,777,991	401,000	5,178,991
	5 都市計画費	3,418,118	314,000	3,732,118
10 教育費		10,857,217	334,321	11,191,538
	2 小学校費	2,262,875	306,327	2,569,202
	3 中学校費	1,283,931	27,994	1,311,925
歳 出	合 計	133,095,287	1,107,176	134,202,463

第2表 繰越明許費補正
(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 環境衛生費	未利用木質バイオマス活用支援事業	8,125
8 土木費	2 道路橋りょう費	地下道等改修事業	60,000
		電線共同溝整備事業	211,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設等改修経費	66,442
		小学校トイレ環境改善事業	239,885
	3 中学校費	中学校施設等改修経費	27,994

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 農業費	県営土地改良施設等整備事業負担金	22,934	49,730	72,664
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路附属施設改修事業	30,000	40,000	70,000
		側溝改良事業	28,700	90,000	118,700
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	463,000	250,000	713,000
地方道路交付金事業		388,000	64,000	452,000	

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業費	75,800	49,600	125,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
道路橋りょう費	915,600	178,100	1,093,700			
土地区画整理費	853,700	250,000	1,103,700			
街路事業費	300,300	28,800	329,100			
小学校費	-	230,700	230,700			
中学校費	-	18,500	18,500			
計	11,521,000	755,700	12,276,700			

平成29年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第3号)
平成29年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第3号)は、

次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,408,881千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 第2条 繰越明許費の費用は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	国庫支出金	千円 882,801	千円 250,000	千円 1,132,801
	1 国庫補助金	882,801	250,000	1,132,801
3	繰入金	991,537	250,000	1,241,537
	1 一般会計繰入金	991,537	250,000	1,241,537
歳 入 合 計		1,908,881	500,000	2,408,881

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	事業費	千円 1,906,381	千円 500,000	千円 2,406,381
	1 土地区画整理費	1,906,381	500,000	2,406,381
歳 出 合 計		1,908,881	500,000	2,408,881

第2表 繰越明許費補正
 (変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
1	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	842,000	500,000	1,342,000

平成29年度秋田市下水道事業会計補正予算(第3号)
 (総 則)

第1条 平成29年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度秋田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決予定量)(補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 管渠建設

管渠布設 5,897 275 6,172
 m m m

(ロ) ポンプ場建設

明日雨水排水
 ポンプ場 ー 一式 一式
 施設整備

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に

対し不足する額「4,034,892千円」を「4,051,692千円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,025,702千円」を「2,042,502千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

収 入

第1款	資本的収入	6,032,777	319,200	6,351,977
		千円	千円	千円
第1項	企業債	3,859,600	151,200	4,010,800
		千円	千円	千円
第3項	補助金	1,188,700	168,000	1,356,700
		千円	千円	千円

支 出

第1款	資本的支出	10,067,669	336,000	10,403,669
		千円	千円	千円
第1項	建設改良費	4,176,759	336,000	4,512,759
		千円	千円	千円

(継 続 費)

第4条 予算第5条に定めた継続日の年割額を次のとおり変更する。

(変更前)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設 新城川左岸改良費 3-1号幹線 築造工事	2,470,000 千円	平成29年度	340,000 千円
				平成30年度	1,020,000 千円
				平成31年度	1,110,000 千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設 新城川左岸改良費 3-1号幹線 築造工事	2,470,000 千円	平成29年度	566,000 千円
				平成30年度	1,020,000 千円
				平成31年度	884,000 千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

限度額	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
3,859,600 千円	151,200 千円	4,010,800 千円	

秋田市告示第61号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番2号
一般社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 野 口 良 孝
- 2 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第62号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成30年3月12日

秋田市長 穂 積 志

売りさばき人	
1	(1) 売りさばき人の指定を受けた者 住所 秋田市川元山下町1番8号 名称 有限会社なおと 氏名 取締役 佐々木 直 人 (2) 売りさばき所の所在地 秋田市川尻総社町1番1号 (3) 売りさばき所の名称 ローソン秋田川尻総社町店

有限会社なおと	
1	(1) 売りさばき人の指定を受けた者 住所 秋田市広面字谷内佐渡26番地 名称 株式会社エフイズム 氏名 代表取締役 渡 辺 健
2	(2) 売りさばき所の所在地 秋田市外旭川八幡田一丁目1番5号
3	(3) 売りさばき所の名称 ファミリーマート外旭川店 株式会社エフイズム

秋田市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月12日

秋田市長 穂 積 志

指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 彩	秋田市飯島字飯島水尻 501番地1	平成30年1月15日

秋田市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月12日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
古 木 将 喜	秋田みなみ整骨院	秋田市仁井田緑町 5番8号	平成30年3月10日

秋田市告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成30年3月12日

秋田市長 穂 積 志

指定

事業所名称	所在地	指 定 年月日
グリーンライフ 仙台デイサービス センター	宮城県仙台市太白区あすと長 町一丁目3番1号	平成30年 2月15日
グリーンライフ 仙台訪問介護ス テーション	宮城県仙台市太白区あすと長 町一丁目3番1号	平成30年 2月15日
ケアプランセン ター彩べえい じま	秋田市飯島字飯島水尻501番 地1	平成29年 9月1日

秋田市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成30年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
若松町町内会
- 2 認可年月日
平成25年3月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 野 中 利 雄
秋田市土崎港北二丁目21番20号
変更後 越後谷 誠
秋田市土崎港北二丁目15番9号
- 4 変更年月日
平成28年4月17日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成30年3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1号
株式会社サンアメニティ秋田支社
支社長 金 澤 直 樹
- 2 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成30年3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 徴収業務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート
- 2 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人 秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第69号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。
平成30年3月15日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
渡 邊 理 子	秋田赤十字 病院	形成外科	音声・言語機能 障害 そしゃく機能障 害 肢体不自由
阿 部 元	秋田厚生医 療センター	循環器内 科	心臓機能障害
富 樫 賢	あきた 腎・ 膠原病・リ ウマチクリ ニック	リウマチ 科 腎臓内科	肢体不自由

秋田市告示第70号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成30年3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市泉中央二丁目27番28号
有限会社本間酒店
代表取締役 本 間 賢
- 2 委託期間
平成30年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第71号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。
なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成30年3月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成25年度、平成26年度、平成27年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第72号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。
なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月16日
秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市旭南二丁目2番42号 ルーブル参番館103号
田 川 愛 美
- 2 送達すべき書類の名称
平成29年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月16日
秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志
- 2 委託契約期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定に

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路 線 名	起 終 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
70526	旧	桜一丁目26号線	秋田市桜一丁目192番1地先 秋田市桜一丁目188番1地先	142.00	4.00 ～ 6.00
	新	桜一丁目26号線	秋田市桜一丁目192番1地先 秋田市桜一丁目188番13地先	142.00	5.00 ～ 6.00

- 2 区域変更および供用開始の期日
平成30年3月19日
- 3 縦覧期間
平成30年3月19日から同年4月6日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定

より告示する。
平成30年3月16日
秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市山王三丁目1番7号
株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑 悟
- 2 委託契約期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月16日
秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目24番31号
企業組合秋田中高年雇用福祉事業団
代表理事 橋 村 孝 志
- 2 委託契約期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第76号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、平成30年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

平成30年3月16日
秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月19日
秋田市長 穂 積 志

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成30年3月19日

- 秋田市長 穂 積 志
- 1 変更があった認可地縁団体の名称
留見瀬町内会
 - 2 認可年月日
平成16年7月9日
 - 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更前 戸井田 俊 孝
秋田市河辺三内字留見瀬92番地 6
変更後 戸井田 正 彦
秋田市河辺三内字留見瀬野113番地 1

- 4 変更年月日
平成30年 2月11日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本市収納代理金融機関を次のとおり名称変更および指定するので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成30年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称変更
新名称 秋田なまはげ農業協同組合
旧名称 新あきた農業協同組合
- 2 指定する金融機関
秋田なまはげ農業協同組合の県内全店舗
- 3 名称変更および指定年月日
平成30年 4月 1日
- 4 取扱事務
本市の公金収納事務

秋田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本市収納代理金融機関を次のとおり指定したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成30年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する金融機関
秋田県信用組合の県内全店舗
- 2 指定年月日
平成30年 4月 1日
- 3 取扱事務

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 43,013,008
	1 市民税	19,666,607
	2 固定資産税	19,009,649
	3 軽自動車税	715,873
	4 市たばこ税	2,085,065
	5 鉱産税	5,897

本市の公金収納事務

秋田市告示第81号

平成30年 3月19日の「平成30年 2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成30年 3月19日

秋田市長 穂 積 志

平成30年度秋田市一般会計予算

平成30年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,730,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条の第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（市債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	6 入湯税	32,976
	7 事業所税	1,496,941
2 地方譲与税		940,156
	1 地方揮発油譲与税	250,540
	2 自動車重量譲与税	616,684
	3 地方道路譲与税	1
	4 特別とん譲与税	22,346
	5 航空機燃料譲与税	50,585
3 利子割交付金		80,488
	1 利子割交付金	80,488
4 配当割交付金		50,034
	1 配当割交付金	50,034
5 株式等譲渡所得割交付金		39,090
	1 株式等譲渡所得割交付金	39,090
6 地方消費税交付金		6,426,498
	1 地方消費税交付金	6,426,498
7 ゴルフ場利用税交付金		58,069
	1 ゴルフ場利用税交付金	58,069
8 自動車取得税交付金		196,300
	1 自動車取得税交付金	196,300
9 国有提供施設等所在市助成交付金		4,615
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	4,615
10 地方特例交付金		241,065
	1 地方特例交付金	241,065
11 地方交付税		20,160,000
	1 地方交付税	20,160,000
12 交通安全対策特別交付金		70,500

	1 交通安全対策特別交付金	70,500
13 分担金及び負担金		1,192,441
	1 負担金	1,192,441
14 使用料及び手数料		2,423,839
	1 使用料	1,139,422
	2 手数料	1,284,417
15 国庫支出金		20,290,578
	1 国庫負担金	17,185,690
	2 国庫補助金	3,029,770
	3 委託金	75,118
16 県支出金		8,511,968
	1 県負担金	5,455,251
	2 県補助金	2,551,850
	3 委託金	504,867
17 財産収入		207,836
	1 財産運用収入	166,381
	2 財産売払収入	41,455
18 寄附金		200,053
	1 寄附金	200,053
19 繰入金		3,966,509
	1 特別会計繰入金	244,782
	2 基金繰入金	3,721,727
20 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
21 諸収入		9,033,953
	1 延滞金、加算金及び過料	54,001
	2 市預金利子	12

	3 貸付金元利収入	7,198,873
	4 受託事業収入	6,938
	5 雑入	1,774,129
22 市債		9,923,000
	1 市債	9,923,000
歳 入	合 計	127,730,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 730,424
	1 議会費	730,424
2 総務費		14,839,279
	1 総務管理費	12,929,076
	2 徴税費	1,024,283
	3 戸籍住民基本台帳費	608,273
	4 選挙費	145,043
	5 統計調査費	47,735
	6 監査委員費	84,869
3 民生費		48,785,958
	1 社会福祉費	22,019,647
	2 児童福祉費	17,423,226
	3 生活保護費	9,301,302
	4 国民年金費	40,383
	5 災害救助費	1,400
4 衛生費		9,426,595
	1 環境衛生費	648,220
	2 保健所費	1,707,158
	3 清掃費	4,568,616

	4 病院費	1,480,931
	5 上水道費	155,657
	6 食肉衛生検査所費	168,730
	7 母子衛生費	697,283
5 労働費		562,453
	1 労働諸費	562,453
6 農林水産業費		2,721,847
	1 農業費	2,004,999
	2 農業集落排水費	494,470
	3 林業費	222,378
7 商工費		8,720,742
	1 商工費	8,720,742
8 土木費		13,621,670
	1 土木管理費	422,694
	2 道路橋りょう費	4,311,087
	3 河川費	348,269
	4 港湾費	122,886
	5 都市計画費	3,293,565
	6 下水道費	4,426,710
	7 住宅費	696,459
9 消防費		3,848,383
	1 消防費	3,848,383
10 教育費		10,149,196
	1 教育総務費	1,357,704
	2 小学校費	2,331,357
	3 中学校費	1,409,018
	4 高等学校費	801,786

	5 幼稚園費	285,548
	6 社会教育費	1,848,666
	7 保健体育費	794,988
	8 専修学校費	164,648
	9 大学費	1,155,481
11 災害復旧費		372,943
	1 農林水産施設災害復旧費	103,367
	2 公共土木施設災害復旧費	269,574
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公債費		13,850,509
	1 公債費	13,850,509
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		127,730,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	金足地区コミュニティセンター (仮称) 建設事業	248,666	平成30年度	13,670
				平成31年度	234,996
4 衛生費	3 清掃費	最終処分場排水処理施設大規模 改修事業	621,485	平成30年度	243,485
				平成31年度	378,000
10 教育費	2 小学校費	高清水小学校施設等改修経費	28,019	平成30年度	
				平成31年度	28,019
	6 社会教育費	明德館施設整備等経費	53,200	平成30年度	
				平成31年度	53,200

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電子入札システム運用経費	平成30年度～平成35年度	98,782
職員研修費	平成30年度～平成31年度	500
行政情報ネットワークシステム運用事業	平成30年度～平成31年度	6,541
汎用機システム改元対応業務委託経費	平成30年度～平成31年度	41,966
固定資産土地評価替業務委託経費	平成30年度～平成32年度	41,807
コンベンション誘致推進事業（平成30年度設定）	平成30年度～平成33年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円を乗じて得た額に開催日やバス運行に応じて助成金を加算
町内防犯灯管理経費（平成30年度設定）	平成30年度～平成34年度	137
住居表示整備事業	平成30年度～平成31年度	1,730
奨学金返還助成事業（平成30年度設定子ども育成課分）	平成30年度～平成35年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（平成30年度設定保健総務課分）	平成30年度～平成35年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
健康増進情報システム更新経費	平成30年度～平成35年度	60,135
若年者正規雇用促進事業	平成30年度～平成31年度	400
アンダー40正社員化促進事業	平成30年度～平成31年度	202,400
創業資金・産業活力創造資金利子補給	平成30年度～平成35年度	8,258
商店街空き店舗対策事業費補助金	平成30年度～平成31年度	550
中心市街地出店促進資金利子補給	平成30年度～平成35年度	12,735
中心市街地商業集積促進事業費補助金	平成30年度～平成32年度	19,850
中小製造業設備投資資金利子補給	平成30年度～平成40年度	50,460
中小企業用地取得資金利子補給（平成30年度設定）	平成30年度～平成33年度	368
バス交通総合改善事業	平成30年度～平成31年度	106,911

教育情報ネットワークシステム更新経費	平成30年度～平成31年度	95,879
上北手小学校校舎借上経費	平成30年度～平成40年度	103,194
社会教育バス借上経費	平成30年度～平成31年度	6,906

第4表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務費	633,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
清掃費	279,700			
上水道費	21,000			
農業費	117,600			
道路橋りょう費	1,146,300			
土地区画整理費	671,600			
街路事業費	156,200			
公園整備費	124,700			
駅周辺施設整備費	12,400			
住宅費	67,600			
災害対策費	47,300			
消防費	345,000			
小学校費	17,000			
社会教育費	91,300			
保健体育費	175,400			
衛生施設災害復旧費	60,100			
農林水産施設災害復旧費	43,700			
公共土木施設災害復旧費	80,700			
臨時財政対策債	5,832,400			
計	9,923,000			

平成30年度秋田市土地区画整理会計予算
平成30年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めると

ころによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,414,832千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)
 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 46,614
	1 負担金	46,614
2 国庫支出金		535,300
	1 国庫補助金	535,300
3 財産収入		132
	1 財産売払収入	132
4 繰入金		794,927
	1 一般会計繰入金	794,927
5 繰越金		37,859
	1 繰越金	37,859
歳 入	合 計	1,414,832

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,412,332
	1 土地区画整理費	1,412,332
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,414,832

平成30年度秋田市市有林会計予算
 平成30年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,311千円

と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)
 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 39,000
	1 県補助金	39,000
2 財産収入		5,390
	1 財産運用収入	1,786
	2 財産売払収入	3,602
	3 分収林収入	2
3 繰入金		124,941
	1 一般会計繰入金	124,941
4 繰越金		5,789
	1 繰越金	5,789
5 諸収入		191
	1 雑入	191
歳 入	合 計	175,311

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 25,490
	1 総務管理費	25,490
2 事業費		45,412
	1 造林事業費	45,412
3 公債費		104,144
	1 公債費	104,144
4 諸支出金		65
	1 分収交付金	65
5 予備費		200

	1 予備費	200
歳	出	合 計
		175,311

平成30年度秋田市市営墓地会計予算
 平成30年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,402千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 71,255
	1 使用料	50,524
	2 手数料	20,731
2 繰入金		60,100
	1 一般会計繰入金	60,100
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		46
	1 雑入	46
歳	入	合 計
		131,402

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 70,202
	1 総務管理費	63,174
	2 一般会計繰出金	7,028
2 事業費		60,100
	1 事業費	60,100
3 公債費		100
	1 公債費	100

4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	131,402

平成30年度秋田市中央卸売市場会計予算
 平成30年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,129千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (一時借入金)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 18,945
	1 使用料	18,945
2 繰入金		29,208
	1 一般会計繰入金	29,208
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		19,976
	1 貸付金元利収入	16,004
	2 雑入	3,972
歳 入	合 計	69,129

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 66,595
	1 総務管理費	66,595
2 公債費		2,434
	1 公債費	2,434
3 予備費		100
	1 予備費	100

歳 出 合 計	69,129
---------	--------

平成30年度秋田市公設地方卸売市場会計予算
 平成30年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ438,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 149,454
	1 使用料	149,453
	2 手数料	1
2 財産収入		775
	1 財産運用収入	775
3 繰入金		100,357
	1 一般会計繰入金	100,357
4 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
5 諸収入		156,152
	1 貸付金元利収入	64,016
	2 雑入	92,136
6 市債		29,800
	1 市債	29,800
歳 入 合 計		438,538

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 301,593
	1 総務管理費	301,593

2 事業費		59,271
	1 地方卸売市場施設整備費	59,271
3 公債費		77,274
	1 公債費	77,274
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		438,538

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場施設整備費	29,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	29,800			

平成30年度秋田市大森山動物園会計予算

平成30年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ566,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 86,738
	1 使用料	86,738
2 財産収入		4,352
	1 財産運用収入	4,352
3 寄附金		350

	1 寄附金	350
4 繰入金		427,994
	1 一般会計繰入金	427,994
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		16,711
	1 雑入	16,711
7 市債		30,000
	1 市債	30,000
歳 入	合 計	566,146

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 454,337
	1 総務管理費	454,337
2 事業費		64,067
	1 動物園施設整備費	64,067
3 公債費		47,642
	1 公債費	47,642
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	566,146

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
動物園施設整備費	30,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	30,000			

平成30年度秋田市廃棄物発電会計予算
平成30年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ261,087千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 発電収入		千円 261,086
	1 発電収入	261,086
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	261,087

歳 出

款	項	金額
1 総務費		千円 27,398
	1 総務管理費	27,398
2 繰出金		233,489
	1 一般会計繰出金	233,489
3 公債費		200
	1 公債費	200
歳 出	合 計	261,087

平成30年度秋田市病院事業債管理会計予算
 平成30年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,101,259千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
 (市債)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 237,899
	1 負担金	237,899
2 諸収入		447,860
	1 貸付金元利収入	447,860
3 市債		415,500
	1 市債	415,500
歳 入	合 計	1,101,259

歳 出

款	項	金 額
1 市立秋田総合病院貸付金		千円 415,500
	1 市立秋田総合病院貸付金	415,500
2 公債費		685,759
	1 公債費	685,759
歳 出	合 計	1,101,259

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 立 秋 田 総 合 病 院 貸 付 金	415,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	415,500			

平成30年度秋田市学校給食費会計予算
平成30年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,348,302千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1,296,105
	1 給食費収入	1,296,105
2 繰入金		52,195
	1 一般会計繰入金	52,195
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入	合 計	1,348,302

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,346,302
	1 総務管理費	1,346,302
2 公債費		500
	1 公債費	500
3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出	合 計	1,348,302

平成30年度秋田市国民健康保険事業会計予算

平成30年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,316,776千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(市債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 4,932,173
	1 国民健康保険税	4,932,173
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		22,855,528
	1 県補助金	22,855,527
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		60
	1 財産運用収入	60
6 繰入金		2,503,097
	1 一般会計繰入金	2,503,096
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		25,914
	1 延滞金、加算金及び過料	1,061
	2 雑入	24,853
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入	合 計	30,316,776

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 237,455
	1 総務管理費	111,606
	2 徴税費	123,168
	3 運営協議会費	224
	4 収納率向上特別対策事業費	2,457
2 保険給付費		21,998,178
	1 療養諸費	19,012,928
	2 高額療養費	2,903,599
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	57,149
	5 葬祭諸費	24,500
3 国民健康保険事業費納付金		7,558,579
	1 医療給付費分	5,350,610
	2 後期高齢者支援金等分	1,643,275
	3 介護納付金分	564,694
4 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		301,119
	1 特定健康診査等事業費	201,844
	2 保健事業費	99,275
6 基金積立金		60
	1 基金積立金	60
7 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
8 諸支出金		18,365
	1 償還金及び還付加算金	18,364

	2 一部負担金	1
9 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出	合 計	30,316,776

第2表 市債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付金	1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に償還する。
計	1			

平成30年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
平成30年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,523千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 4,234
	1 一般会計繰入金	4,234
2 繰越金		46,355
	1 繰越金	46,355
3 諸収入		38,934
	1 貸付金元利収入	38,933
	2 雑入	1
歳 入	合 計	89,523

歳 出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 18,222
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	18,222

2 公債費		67,036
	1 公債費	500
	2 償還金	66,536
3 諸支出金		4,265
	1 一般会計繰出金	4,265
歳 出 合 計		89,523

平成30年度秋田市介護保険事業会計予算

平成30年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,479,733千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 6,396,629
	1 介護保険料	6,396,629
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,037,895
	1 国庫負担金	4,985,948
	2 国庫補助金	2,051,947
4 支払基金交付金		7,714,766
	1 支払基金交付金	7,714,766
5 県支出金		4,189,773
	1 県負担金	3,963,253
	2 県補助金	226,520
6 財産収入		1
	1 基金運用収入	1

7 繰入金		4,135,505
	1 一般会計繰入金	4,135,504
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		5,096
	1 繰越金	5,096
9 諸収入		67
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	66
歳 入 合 計		29,479,733

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 370,753
	1 総務管理費	370,753
2 保険給付費		27,536,010
	1 介護サービス等諸費	24,937,207
	2 介護予防サービス等諸費	572,692
	3 高額介護サービス等費	702,695
	4 特定入所者介護サービス等費	1,284,667
	5 その他諸費	38,749
3 地域支援事業費		1,556,818
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	981,777
	2 一般介護予防事業費	49,020
	3 包括的支援事業・任意事業費	519,591
	4 その他諸費	6,430
4 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 公債費		1,000

	1 公債費	1,000
6 諸支出金		5,151
	1 償還金及び還付加算金	5,151
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	29,479,733

平成30年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算
平成30年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,362,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,555,296
	1 後期高齢者医療保険料	2,555,296
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		786,562
	1 一般会計繰入金	786,562
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,553
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	53
歳 入	合 計	3,362,412

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 55,429
	1 総務管理費	24,616
	2 徴収費	30,813
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,286,583
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,286,583
3 公債費		200
	1 公債費	200
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	3,362,412

平成30年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 148,874戸
- (2) 年間総配水量 34,869,649m³
- (3) 一日平均配水量 95,533m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 配水管整備工事
 - 配水管布設 3,060m
 - 配水管布設替 20,590m
 - 配水幹線整備 1,930m
 - (ロ) 施設改良工事
 - 緊急遮断弁整備 1基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 7,608,570千円
 - 第1項 営業収益 6,940,151千円
 - 第2項 営業外収益 668,417千円
 - 第3項 特別利益 2千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 6,946,353千円
 - 第1項 営業費用 6,387,899千円
 - 第2項 営業外費用 540,459千円

第3項 特別損失 16,195千円

第4項 予備費 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,794,992千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額140,353千円、減債積立金487,481千円及び過年度分損益勘定留保資金2,167,158千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 1,721,710千円
 - 第1項 企業債 1,131,400千円
 - 第2項 出資金 127,013千円
 - 第3項 補助金 151,750千円
 - 第4項 固定資産売却代金 1千円
 - 第5項 負担金及び寄附金 311,546千円

支 出

- 第1款 資本的支出 4,516,702千円
 - 第1項 建設改良費 3,085,087千円
 - 第2項 企業債償還金 1,431,615千円
- (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
お客様センター業務等の包括的民間委託経費	平成30年度から36年度まで	5,257,981千円
仁井田浄水場更新	平成30年度から	203,236千円

基本設計等	31年度まで	203,236千円
業務委託経費		
仁井田浄水場	平成30年度から	
仮設管理棟	38年度まで	96,000千円
賃貸借経費		
老朽給水管解消	平成30年度から	
に係る資金融資	35年度まで	51千円
あっせん利子補給		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,131,400千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,020,675千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、28,644千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度未処分利益剰余金のうち509,309千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 254,309千円
- (2) 建設改良積立金 255,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、170,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第13条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類	名称	数量	
1 取得する資産			
工具、器具及び備品	誘導結合プラズマ質量分析計	一式	
工具、器具及び備品	ガスクロマトグラフ質量分析計	一式	
種類	名称	数量	処分の態様
2 処分する資産			

土地	蛭根ポンプ場用地	5,230.63㎡	売払い
	秋田市寺内蛭根三丁目地内		

平成30年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 122,129戸
- (2) 年間総処理水量 38,487,748㎡
- (3) 一日平均処理水量 105,446㎡
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 管渠建設
 - 管渠布設 4,890m
 - 管渠改築等 5,680m
 - (ロ) ポンプ場建設
 - 金足汚水中継ポンプ場等施設整備 一式
 - (ハ) 処理場建設
 - 八橋下水道終末処理場施設整備 一式
 - (ニ) 特定環境保全公共下水道
 - 管渠布設 8,157m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下水道事業収益	10,922,166千円
第1項	営業収益	7,570,370千円
第2項	営業外収益	3,351,794千円
第3項	特別利益	2千円

支 出		
第1款	下水道事業費用	10,180,165千円
第1項	営業費用	8,806,787千円
第2項	営業外費用	1,332,587千円
第3項	特別損失	38,241千円
第4項	予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,249,052千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,038千円、減債積立金986,917千円、過年度分損益勘定留保資金1,092,154千円及び当年度分損益勘定留保資金2,107,943千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	6,658,978千円
第1項	企業債	4,120,400千円
第2項	出資金	888,619千円
第3項	補助金	1,575,600千円
第4項	負担金	74,358千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出		
第1款	資本的支出	10,908,030千円
第1項	建設改良費	5,290,949千円
第2項	企業債償還金	5,617,081千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	中央幹線	700,000千円	平成30年度	130,000千円
		築造工事		平成31年度	570,000千円
1 資本的支出	1 建設改良費	八橋下水道	600,000千円	平成30年度	300,000千円
		終末処理場		平成31年度	270,000千円
		中央監視設備更新		平成31年度	千円
		工事		平成32年度	30,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造 資金利子補給	平成30年度から 36年度まで	643千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成30年度から 36年度まで	1,470千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限度額	4,120,400千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 695,381千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,323,806千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち679,963千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 679,963千円

平成30年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排水戸数	2,890戸	236戸	3,126戸
(2) 年間総処理水量	979,175m ³	53,866m ³	1,033,041m ³
(3) 一日平均処理水量	2,683m ³	147m ³	2,830m ³
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
河辺飛沢・岩見三内中央処理区統合工事			一式
河辺砂子淵・三内処理区統合実施設計			一式
(ロ) 個別排水処理施設建設			
特定地域生活排水処理施設整備			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	740,356千円
第1項	営業収益	132,143千円
第2項	営業外収益	608,212千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	34,771千円
第1項	営業収益	8,900千円
第2項	営業外収益	25,869千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	農業集落排水事業費用	739,597千円
第1項	営業費用	670,409千円
第2項	営業外費用	68,638千円
第3項	特別損失	50千円
第4項	予備費	500千円
第2款	個別排水処理事業費用	35,422千円
第1項	営業費用	33,156千円
第2項	営業外費用	2,164千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,702千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額108千円及び過年度分損益勘定留保資金218,594千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	農業集落排水事業資本的収入	161,748千円
第1項	企業債	32,000千円
第2項	出資金	88,172千円
第3項	補助金	32,000千円
第4項	基金繰入金	9,576千円
第2款	個別排水処理事業資本的収入	25,717千円
第1項	企業債	10,200千円
第2項	出資金	11,254千円
第3項	補助金	3,187千円
第4項	負担金	1,076千円

支 出

第1款	農業集落排水事業資本的支出	373,931千円
第1項	建設改良費	78,314千円
第2項	企業債償還金	295,612千円
第3項	投 資	5千円
第2款	個別排水処理事業資本的支出	32,236千円
第1項	建設改良費	24,609千円
第2項	企業債償還金	7,627千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	平成30年度から 36年度まで	92千円
水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	平成30年度から 36年度まで	210千円
水洗便所改造 資金利子補給 (個別排水処理)	平成30年度から 36年度まで	92千円
水洗便所改造 資金損失補償 (個別排水処理)	平成30年度から 36年度まで	210千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	42,200千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 39,413千円
- (他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、394,113千円である。

秋田市告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次のとおりあらたに生じた土地を確認したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 区域

秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面

2 面積

3,392.86平方メートル

秋田市告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 変更前の字の区域

秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面

2 変更後の字の区域

秋田市飯島字古道下川端

秋田市告示第84号

秋田市勝平地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市勝平地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号
勝平地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 戸井田 錬太郎

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第85号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を次のとおり指定したので、同法第15条の17第2項の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区域

秋田市飯島字砂田119番

秋田市上新城道川字大沢20番3、20番15、20番16、20番19、20番20、20番21、20番22、20番23、20番24、20番25、20番26、20番27、20番28および20番29

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号

秋田市告示第86号

秋田市太平地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市太平地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市太平目長崎字沼田42番地
太平地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 鈴木 嘉 重
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第87号

秋田市下北手地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市下北手地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市下北手柳館字前田面133番地1
下北手地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 田 口 善 一
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第88号

秋田市下新城地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市下新城地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市下新城笠岡字堰場193番地4
下新城地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 安 藤 正 之
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第89号

秋田市下浜地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市下浜地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市下浜羽川字下野1番地76
下浜地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 佐 藤 洋 一
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第90号

秋田市浜田地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市浜田地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市浜田字自在山88番地6
浜田地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 渡 辺 定 治
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第91号

秋田市飯島南地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市飯島南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市飯島字南場掛318番地2
飯島南地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 小 野 明
- 3 指定の期間
平成30年6月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第92号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別

別紙（省略）のとおり

秋田市告示第93号

秋田市八橋地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市八橋地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市八橋本町五丁目2番27号

八橋地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 菊 地 峯 生

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第94号

秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市泉地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市泉北一丁目20番27号

泉地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 三 浦 武

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
21007	手形山崎28号線	手形字山崎44番10地先	65.86	6.00
		手形字山崎92番11地先		
21008	手形若葉町8号線	手形字西谷地43番2地先	53.25	6.00
		手形字西谷地43番3地先		
30872	保戸野八丁23号線	保戸野八丁136番4地先	94.18	6.00
		保戸野八丁136番44地先		

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
21007	手形山崎28号線	手形字山崎44番10地先	
		手形字山崎92番11地先	
21008	手形若葉町8号線	手形字西谷地43番2地先	
		手形字西谷地43番3地先	
30872	保戸野八丁23号線	保戸野八丁136番4地先	
		保戸野八丁136番44地先	
41294	将軍野東二丁目25号線	将軍野東二丁目33番12地先	
		将軍野東二丁目33番12地先	
41295	相染町中谷地17号線	土崎港相染町字中谷地90番1地先	
		土崎港相染町字中谷地45番3地先	
41296	相染町中谷地18号線	土崎港相染町字中谷地48番7地先	
		土崎港相染町字中谷地48番11地先	
41297	相染町中谷地19号線	土崎港相染町字中谷地48番26地先	
		土崎港相染町字中谷地47番6地先	
41298	相染町中谷地20号線	土崎港相染町字中谷地45番9地先	
		土崎港相染町字中谷地44番3地先	
60877	新屋前野町19号線	新屋前野町11番11地先	
		新屋前野町10番6地先	
60878	新屋前野町20号線	新屋前野町110番8地先	
		新屋前野町108番12地先	

2 縦覧期間

平成30年3月20日から同年4月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

41294	将軍野東二丁目25号線	将軍野東二丁目33番12地先	36.42	7.17
		将軍野東二丁目33番12地先		7.36
41295	相染町中谷地17号線	土崎港相染町字中谷地90番1地先	204.52	6.00
		土崎港相染町字中谷地45番3地先		6.31
41296	相染町中谷地18号線	土崎港相染町字中谷地48番7地先	96.98	6.00
		土崎港相染町字中谷地48番11地先		
41297	相染町中谷地19号線	土崎港相染町字中谷地48番26地先	69.42	6.00
		土崎港相染町字中谷地47番6地先		
41298	相染町中谷地20号線	土崎港相染町字中谷地45番9地先	55.63	6.00
		土崎港相染町字中谷地44番3地先		
60877	新屋前野町19号線	新屋前野町11番11地先	67.48	6.00
		新屋前野町10番6地先		
60878	新屋前野町20号線	新屋前野町110番8地先	46.00	6.00
		新屋前野町108番12地先		

2 縦覧期間

平成30年3月20日から同年4月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第97号

秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月20日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市港北地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市土崎港北三丁目7番9号
港北地区コミュニティセンター管理運営委員会
委員長 酒 井 圭

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第98号

秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市明德地区コミュニティセンター

2 指定管理者

秋田市手形住吉町2番27号
明德地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 工 藤 周 一

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務

を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎 代表 三 浦 正 宏
秋田県能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太 田 盟 子

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央卸売市場および公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地
あきた市場マネジメント株式会社
代表取締役 高 橋 良 治

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

次の設置の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第

4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

字 名	設 定 区 域
秋田市雄和平沢字平沢	秋田市雄和平沢字湯ノ沢 1から5まで、7から9まで、11、14、17、20、21、23、26、28、30、31、35から67まで、74、79、82、84から106まで、108から113まで、115、117、119から132まで、134、135、137から139まで、143から146までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和平沢字蟹沢 1から4まで、5の1、5の2、5の3、6の1、6の2、6の3、7、8の1、8の3、11の1、11の4、16の3、17の1、17の5、18の1、18の2、18の3、20の1、20の3、21の1、21の2、22の1、22の2、22の3、23の1、23の2、24から30まで、32、34、35、37、41の1、42から44まで、46から51まで、53から57まで、58の1、58の2、59の1、59の2、59の3、60の1、60の2、61、62の1、62の2、63の1、63の2、64の1、64の2、64の3、65から67までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和平沢字白山 5の1、5の2、6から21まで、22の1、22の2、22の3、23の1、23の2、24、25、28の2、30、31、32の2、32の3、142、143の1、143の2、144から151まで、153、154の1、154の2、155の1、155の2、155の3、155の4、156から161まで、162の1、162の2、163の1、163の2、163の3、164の2、164の3、165の1、165の2、166から168まで、169の1、169の2、170の1、170の2、170の3、171から175まで、178、183、184、186の1、186の2、187の1、187の2、187の3、188、189、190の1、190の2、191の1、191の2、191の3、192の1、192の2、193の1、193の2ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部
	秋田市雄和平沢字袖又 4の1、4の2、5の1、5の2、5の3、6の1、6の2、7から10まで、12から21まで、23から32まで、33の1、33の2、34の1、34の2、34の

3、35、36、39の1、40の1、41の1、43、46から48まで、50、52から54まで、56、58の1ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和平沢字田中
1の1、3の1、4の1、5の1、6の1、7、10の1、11の2、41の3、42から44まで、50の2、51の1、51の2、51の3、52の1、52の2、53の1、53の2、54の1、54の2、54の3、56の1、56の2、57から61まで、62の1、62の2、63の1、63の2、63の3、64の1、64の2、64の3、65の1、65の2、65の3、66の1、66の2、66の3、67の1、67の2、68から77まで、78の1、87から94まで、95の1、95の2、96の1、96の2、96の3、97の1、97の2、98の1、98の2、99の1、99の2、99の3、99の4、100の1、100の2、101の1、101の2、101の3、102の1、102の2、102の3、103の1、103の2、103の3、103の4、103の5、104の1、104の2、104の3、104の4、105の1、105の2、106から114までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和平沢字鈴田
1から3まで、5から19まで、20の1、20の2、20の3、20の4、21の1、21の2、21の3、22の1、22の2、22の3、23の1、23の2、23の3、24の1、24の2、25から34まで、35の1、35の2、35の3、36の1、36の2、36の3、37の1、37の2、37の3、38から61まで、64から69まで、71から78まで、79の1、79の2、79の3、82、83の1、83の2、83の3、84の1、84の2、85の1、85の2、86の2、87、88の1、88の2、89の1、89の2、89の3、89の4、90の1、90の2、90の3、90の4、90の5、91の1、91の2、91の3、92の1、92の2、92の3、93、94、96から99まで、105、106、112の1ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和平沢字桜屋
1、6、11から13まで、17、18、22、25、28、29の1、29の2、29の3、32の1、32の2、32の3、34の1、34の2、36の1、36の2、37から41まで、45から51まで、52の6、52の7、55、

<p>56の3、56の11、56の12、56の13、56の14、77、79、80、81の1、81の2、81の3、82の1、82の2、83の1、83の2、83の3、83の4、83の5、84の1、84の2、85、86、88から95まで、96の1、96の2、97から110まで、112から120まで、122から137まで、138の1、138の2、139から154まで、158から165までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>	<p>する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
<p>秋田市雄和平沢字関田沢 1、2、4の1、4の2、5の1、7、8、11、13から15まで、17から19まで、21の2、23、25、27、29から33まで、52から54まで、81の9、86から96まで、103、108、112から114まで、119、120、122から125まで、128、131、133、135、136、140、141、143、144、147、150、153、154ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>	<p>秋田市雄和平沢字中嶋 6から8まで、10、12から16まで、21の1、23の1、24から40まで、42から58まで、59の1ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
<p>秋田市雄和平沢字小深田 1から12まで、13の1、14、15、17から20まで、23、26、27、30、33から35まで、38、41、44、45、46の1、46の2、81、82、83の1、83の2、85の1、85の2、86、90の2、90の3、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94、95の2、97の1、97の2、98の1、98の2、98の3、101の1、101の2、102の1、102の2、103の1、103の2、104、107、109、112、115、120から123まで、126、129、131、137、139、142から157まで、158の1、158の2、159の1、159の2、160から163まで、165から171まで、173から178まで、179の1、179の2、180の1、180の2、180の3、181の1、181の2、181の3、182の1、182の2、182の3、183の1、183の2、183の3、184の2、184の4、222、223の1、223の2、224の1、224の2、224の3、225の1、225の2、225の3、226、227の1、227の2、228の2、228の3、229の2、229の3、230の1、230の2、231の1、231の2、232、234の1、234の2、235の1、235の2、235の3、236、237、239から243まで、246、247、250、255、260、261、265から267まで、269から271まで、275から277まで、278の1、278の2、279の1、279の2、279の3、280の1、280の2、281の1、282ならびにこれらの区域に隣接介在</p>	<p>秋田市雄和平沢字舟津田 4、5、14、32の1、32の3、33の1、34、36、38、40から42まで、48、49、51から57まで、58の1、58の2、59の3、71、73、74ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
	<p>秋田市雄和平沢字金沢 2、32から41まで、56、57、59から62までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
	<p>秋田市雄和石田字前田 231の1、233の1、234の1、235の1、236の1、237の1、238の1、239の1、240ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
	<p>秋田市雄和石田字下大部 204の1</p>
	<p>秋田市雄和石田字石田 秋田市雄和石田字前田 1から3まで、5から11まで、12の1、12の2、13の3、14の1、14の3、15の1、15の2、16から18まで、20から28まで、30、32、33、36の2、37の2、52から56まで、58、59、60の1、61の1、62の1、64、69の1、70、73の1、79の1、81の1、82、84の2、91の2、221の1、223の1、224の1、225の1、226の1ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
	<p>秋田市雄和石田字下大部 1の1、1の3、2の2、3から6まで、8から10まで、12から14まで、17、18、20の1、20の2、22の1、24の1、25の1、27の1、28、40の1、50の1、51の1、52、54から58まで、60から62まで、63の1、63の2、64の1、64の3、65の1、65の3、66の2、67から69まで、71、73、74、76から78、79の1、80の1、87の1、88の1、89から91まで、93から95まで、97、99、100、101の1、101の2、102の3、103の1、103の3、104の2、105、106、108から117まで、118の1、119</p>

<p>の1、124の1、124の2、125から130まで、132、139、141から143まで、147の1、150の1、152の1、154、155の2、156の11、156の12、157の7、158の3、159の1、160の3、165、166、168から175まで、176の1、176の2、177の1、177の2、177の3、177の4、178の1、178の2、186の1、186の2、186の3、187の1、187の2、187の3、188の1、188の2、188の3、189の1、189の2、189の3、190の1、190の2、191から195まで、197から200まで、201の1、202の1、202の3、205の1、206の1、207の1、208の1、209の1、210の1、211から214まで、215の1、215の2、216の1、216の2、216の3、217の1、217の2、218の1、218の2、219の1、219の2、219の3、219の6、220の1、220の2、226の2、226の4、227の1、227の2、227の3、228の1、228の2、229の1、229の2、229の3、230の1、230の3、230の4、230の5、231から233まで、240の1、241の1、242の1、242の2、242の3、243の1、243の2、243の3、243の4、244の1、244の2、245の1、245の2、246の1、246の2、246の3、247の1、247の2ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>	<p>149から153まで、154の1、154の2、155の1、155の2、157から162まで、164、165、167から169まで、170の1、170の2、171の1、171の3、172の1、172の3、174の1、174の2、176から183まで、185から190まで、191の1、191の2、192の3、193の1、193の3、194の2、195から199まで、201から205まで、207、209、211ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
<p>秋田市雄和石田字山田 1の1、2の1、3の1、4、5の1、8の1、9、10、13から20まで、22から26まで、28の1、29、33から42まで、44から49まで、54、60、61、62の3、62の4、62の5、82、83、91の6、91の7、92の1、92の2、92の3、97、101、102の1、102の2、103、107、109から119までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>	<p>秋田市雄和石田字苗代沢 25の3、25の4、27</p> <p>秋田市雄和妙法字上大部 140の1、141の1、142の1、143の1、144の1、145の1、146の1ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p>
<p>秋田市雄和石田字中大部 18の1、20から29まで、43の1、44の1、45、50の29、50の35、56から62まで、63の2、64の1、65の1、66の1、67の1、68の1、69の1、70の1、78の1、78の4、79の1、79の2、80から82まで、83の1、84の1、85、87から89まで、90の1、90の2、91の1、91の3、92の1、93の1、95、96の1、96の2、96の3、97、98の1、104の1、143から145まで、146の7、146の9、146の10、146の11、146の12、146の13、146の14、146の15、146の18、</p>	<p>秋田市雄和妙法字 妙法 秋田市雄和妙法字杉田沢 5、6、8の1、9、10、12、13、15から17まで、19、28、29、66、69、71、73、74、78、80、86の1、92の1、97、102、106、107、110、111、113、115、117、120から125まで、129、133、137、138、141、145、150、154、155、157、158、160、161、165、170、174、175、180ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p> <p>秋田市雄和妙法字平治ヶ沢 1の4、1の6、2の4、14の1、17の1、18から20まで、22、24から30まで、31の1、31の2、32の1、33の1、37から48まで、49の1、49の2、49の3、49の4、49の5、50の1、50の2、51、52、53の1、53の2、55の1、55の2、57、58、60、61、62の1、62の2、63から69まで、70の1、77から85まで、87から90まで、91の1、91の2、92の1、92の2、93から106までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p> <p>秋田市雄和妙法字上大部 1、3から11まで、27の3、27の4、27の5、28から33まで、39から45までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部</p> <p>秋田市雄和妙法字火石下 2の1、3の1、7から9まで、10の1、10の2、11の1、11の3、12の1、12の2、12の4、13の1、14、16、18の1、18の3、19の1、20の2、24、</p>

25、27、28の1、29の1、31の1、32から40まで、41の1、42の1、43の1、43の4、45の1、45の2、46の1、46の2、46の3、47の1、47の2、48から56まで、59、62、66、67、69、70、74、78、80、87、88、95、101、103、105、111、117、119、121、124、125、127から130まで、131の1、131の2、132の1、132の2、132の3、134の1、134の2、134の3、134の4、135の3、136、137、138の1、138の2、139から143まで、144の1、144の2、145の1、145の2、145の3、146の1、146の2、146の3、147の1、147の2、147の3、148の1、148の2、149から151までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和妙法字槐下
28の6、57、70、71の1、71の3、79の2、80の1、83の1、83の3、84、86、87、91の1、92の1、93の1、94の1、97の2、100の4、101の4、125の1、127の1、127の2、128の1、129の1、130の1、131の1、133の1、135から139まで、140の1、141の3、141の4、142の1、142の3、143の1、143の3ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部

秋田市雄和妙法字薊沢
2の1、2の8、3の1、5の1、6の1、8の1、8の3、9の1、9の3、9の4、17の1、19の1、19の7、20の2、20の12、20の13、21の2、27の8ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部

秋田市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 契約の始期
平成30年4月1日
- 2 費用額の算定方法
別表（省略）のとおり
- 3 契約の相手方
氏名 泉 田 雅 俊
住所 秋田県横手市平城町10番24号
- 4 費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費

用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市告示第103号

秋田市大住地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
秋田市大住地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
秋田市仁井田字西潟敷463
大住地区コミュニティセンター管理運営委員会
会 長 高 橋 重 道
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

秋田市告示第104号

秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者が管理する施設の範囲を変更したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により次のとおり告示する。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定管理者
南部地域づくり協議会
- 2 変更があった事項
施設名「秋田市南部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市南部市民サービスセンターの項第1号から第5号までに規定する多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室および調理室に限る。）」を「秋田市南部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市南部市民サービスセンターの項第1号から第7号までに規定する多目的ホール、地域文化ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）」に変更する。
- 3 変更年月日等
平成30年7月24日から変更する。ただし、秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（平成29年秋田市条例第46号）附則第2項に規定する準備行為に係る業務は、同月1日から行うことができるものとする。
- 4 変更理由
南部市民サービスセンターの別館の設置に伴い、南部市民サービスセンターの施設の範囲を変更したことによる。

秋田市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、別図1（省略）に示す字の区域およびその名称を別図2（省略）に示すとおり変更することから、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、平成30年6月1日から効力を生ずるものとする。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第106号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成30年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

平成30年4月1日から同年5月31日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 徴収業務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート
- (5) 雄物川河川緑地野球場

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第108号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田食品衛生協会
会長 浅 利 勇

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

秋田市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成30年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

秋田市田尻町内会

2 認可年月日

平成24年3月7日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 田 口 勝 廣

秋田市河辺三内字田尻下野田28番地1

変更後 田 中 淳

秋田市河辺三内字田尻下野田59番地

4 変更年月日

平成30年1月28日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市食肉衛生検査所のと畜検査手数料およびと畜検査等証明書交付手数料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市河辺神内字堂坂2番地1

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長 土 田 正 広

2 委託した期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

秋田市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号

公益社団法人 秋田県獣医師会

会長 砂 原 和 文

2 委託の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間

秋田市告示第113号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 特定教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育

・保育施設の設置者の名称

施設の種 類	施設の 名 称	施設の 所在地	設置者の名称
保育所	わかこま第二保育園	秋田市山王六丁目7番26号	社会福祉法人若駒会
認定こども園	あきた中央こども園	秋田市保戸野千代田町1番10号	社会福祉法人秋田中央福祉会
認定こども園	こども園あきた風の遊育舎	秋田市土崎港西三丁目8番28号	社会福祉法人風の遊育舎
認定こども園	こども園こうほく風の遊育舎	秋田市土崎港北六丁目1番33号	社会福祉法人風の遊育舎
幼稚園	和田幼稚園	秋田市河辺和田字和田144番地1	学校法人東林学園

2 特定地域型保育事業所の種類、名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種 類	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	事業者の名称
小規模保育事業	シエルアンジュ園	秋田市土崎港中央五丁目4番8号	秋田ライフライン株式会社
小規模保育事業	もりのらくえん	秋田市桜三丁目9番3号	田 澤 崇

3 1および2に掲げる施設等を確認した年月日

平成30年4月1日

秋田市告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

別紙のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

平成30年3月30日

3 縦覧期間

平成30年3月30日から同年4月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

別表

1 道路の区域変更の区間

道路の種 別	旧 新	路線名	起 終 点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	臨海秋操線	秋田市寺内字神屋敷35番7地先 秋田市泉字登木67番2地先	1,804.80	6.20 ～ 14.10
	新	臨海秋操線	秋田市寺内字神屋敷35番7地先 秋田市泉字登木67番2地先	1,804.80	6.20 ～ 14.10
市道	旧	秋田環状1号線	秋田市茨島二丁目16番1地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,173.00	3.30 ～ 22.00
	新	秋田環状1号線	秋田市茨島二丁目16番1地先 秋田市中通二丁目200番地先	4,155.10	6.20 ～ 22.00
市道	旧	牛島茨島3号線	秋田市牛島西一丁目363番1地先 秋田市茨島七丁目470番23地先	1,411.00	4.40 ～ 17.00

	新	牛島茨島3号線	秋田市牛島西一丁目363番1地先 秋田市茨島七丁目470番23地先	1,408.20	4.40 ～ 17.00
市道	旧	川尻寺内線	秋田市川尻大川町176番地先 秋田市寺内字三千刈51番1地先	3,706.10	14.70 ～ 20.00
	新	川尻寺内線	秋田市川尻大川町176番地先 秋田市寺内字三千刈51番1地先	3,706.10	14.70 ～ 20.00
市道	旧	山崎十七流線	秋田市手形字山崎64番1地先 秋田市手形字十七流34番1地先	601.10	4.80 ～ 18.10
	新	山崎十七流線	秋田市手形字山崎64番1地先 秋田市手形字十七流34番1地先	601.10	4.80 ～ 18.10
市道	旧	秋田外環状3号線	秋田市上新城道川字五百刈沢112番1地先 秋田市上新城道川字五百刈沢55番8地先	80.00	4.00 ～ 9.00
	新	秋田外環状3号線	秋田市上新城道川字五百刈沢112番1地先 秋田市上新城道川字五百刈沢55番8地先	87.30	5.80 ～ 21.00

2 道路の供用開始の区間

道路の種別	路線名	供用開始区間	備考
市道	臨海秋操線	秋田市寺内字神屋敷35番7地先 秋田市寺内字蛭根79番3地先	
		秋田市寺内字堂ノ沢209番10地先 秋田市寺内字堂ノ沢171番5地先	
		秋田市寺内字堂ノ沢101番1地先 秋田市泉字登木67番2地先	
市道	秋田環状1号線	秋田市茨島二丁目16番1地先 秋田市牛島西一丁目363番7地先	
		秋田市牛島西一丁目328番1地先 秋田市南通築地385番地先	
		秋田市南通築地266番13地先 秋田市中通二丁目200番地先	

市道	牛島茨島3号線	秋田市牛島西一丁目363番1地先 秋田市牛島西三丁目453番2地先 秋田市牛島七丁目333番3地先 秋田市茨島七丁目470番23地先	
市道	川尻寺内線	秋田市川尻大川町176番地先 秋田市寺内字イサノ68番7地先	
市道	山崎十七流線	秋田市手形字山崎64番1地先 秋田市手形字山崎33番1地先 秋田市手形字十七流91番1地先 秋田市手形字十七流34番1地先	
市道	秋田外環状3号線	秋田市上新城道川字五百刈沢112番1地先 秋田市上新城道川字五百刈沢55番7地先	

秋田市告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 道路の区域および供用開始の区間
別紙のとおり
- 2 区域変更および供用開始の期日
平成30年3月30日
- 3 縦覧期間
平成30年3月30日から同年4月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

別表

道路の区域および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 終 点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	割山向浜線	秋田市新屋豊町93番1地先 秋田市新屋町字砂奴寄4番15地先	3,629.30	6.80 ～ 22.40
	新	割山向浜線	秋田市新屋豊町93番1地先 秋田市新屋町字砂奴寄4番15地先	3,629.30	6.80 ～ 22.40
市道	旧	旭南櫛山線	秋田市旭南一丁目164番1地先 秋田市櫛山南新町下丁54番地先	1,444.90	10.00 ～ 11.00
	新	旭南櫛山線	秋田市旭南一丁目164番1地先 秋田市櫛山南新町下丁54番地先	1,444.90	10.00 ～ 11.50
市道	旧	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番1地先 秋田市上新城中字南波掛26番2地先	4,870.20	6.40 ～ 19.80
	新	外旭川上新城線	秋田市外旭川字八幡田121番1地先 秋田市上新城中字南波掛26番2地先	4,870.20	6.40 ～ 19.80
市道	旧	高清水公園線	秋田市將軍野南一丁目72番12地先 秋田市寺内字大畑357番1地先	1,033.60	6.00 ～ 10.40
	新	高清水公園線	秋田市將軍野南一丁目72番12地先 秋田市寺内字大畑357番1地先	1,033.60	6.80 ～ 10.40
市道	旧	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
	新	八橋外旭川線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
市道	旧	桂根線	秋田市浜田字稗田沢171番1地先 秋田市下浜桂根字浜田83番1地先	2,633.90	5.30 ～ 18.00

	新	桂根線	秋田市浜田字稗田沢171番1地先 秋田市下浜桂根字浜田83番1地先	2,633.90	5.30 ～ 18.00
市道	旧	松美ガ丘東南線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番1地先 秋田市新屋松美ガ丘南町884番地先	532.30	6.50 ～ 8.00
	新	松美ガ丘東南線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番1地先 秋田市新屋松美ガ丘南町884番地先	532.30	6.50 ～ 8.00
市道	旧	東通仲町手形線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	838.90	17.80 ～ 122.70
	新	東通仲町手形線	秋田市東通仲町100番地先 秋田市手形字山崎218番地先	838.90	20.00 ～ 122.70
市道	旧	広面本線	秋田市広面字広面52番地先 秋田市広面字釣瓶町141番4地先	1,342.20	6.20 ～ 12.20
	新	広面本線	秋田市広面字広面52番地先 秋田市広面字釣瓶町141番4地先	1,342.20	6.20 ～ 12.20
市道	旧	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番1地先 秋田市新屋渋谷町91番1地先	1,591.90	6.80 ～ 15.20
	新	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番1地先 秋田市新屋渋谷町91番1地先	1,591.90	6.80 ～ 15.20
市道	旧	金属団地7号線	秋田市八橋字戌川原233番44地先 秋田市八橋字戌川原233番23地先	201.00	6.70 ～ 6.80
	新	金属団地7号線	秋田市八橋字戌川原233番44地先 秋田市八橋字戌川原233番23地先	201.00	6.70 ～ 6.80
市道	旧	川元開和町1号線	秋田市川元開和町237番地先 秋田市川元開和町158番地先	590.10	5.70 ～ 11.00
	新	川元開和町1号線	秋田市川元開和町237番地先 秋田市川元開和町158番地先	590.10	5.70 ～ 11.00
市道	旧	川元開和町3号線	秋田市川元開和町55番地先 秋田市川元開和町78番地先	268.50	5.80 ～ 6.10

	新	川元開和町3号線	秋田市川元開和町55番地先 秋田市川元開和町78番地先	267.10	5.80 ～ 6.10
市道	旧	開和町松丘町1号線	秋田市川元開和町220番地先 秋田市川元松丘町79番地先	420.50	5.10 ～ 8.00
	新	開和町松丘町1号線	秋田市川元開和町220番地先 秋田市川元松丘町79番地先	420.50	5.10 ～ 8.00
市道	旧	旭北錦町寺町線	秋田市旭北錦町434番地先 秋田市旭北寺町151番2地先	614.50	5.40 ～ 7.70
	新	旭北錦町寺町線	秋田市旭北錦町434番地先 秋田市旭北寺町151番2地先	614.50	5.50 ～ 7.70
市道	旧	千秋城下町3号線	秋田市千秋城下町25番地先 秋田市手形新栄町22番3地先	463.00	6.40 ～ 10.00
	新	千秋城下町3号線	秋田市千秋城下町25番地先 秋田市手形新栄町22番3地先	463.00	6.40 ～ 10.00
市道	旧	手形山崎1号線	秋田市手形字山崎183番2地先 秋田市手形字山崎44番2地先	186.90	5.60 ～ 9.20
	新	手形山崎1号線	秋田市手形字山崎183番2地先 秋田市手形字山崎44番2地先	162.70	5.60 ～ 9.20
市道	旧	手形若葉町1号線	秋田市手形字西谷地86番3地先 秋田市手形字西谷地103番2地先	336.80	6.20 ～ 8.00
	新	手形若葉町1号線	秋田市手形字西谷地86番3地先 秋田市手形字西谷地103番2地先	336.80	6.50 ～ 8.00
市道	旧	手形若葉町6号線	秋田市手形字西谷地64番1地先 秋田市手形字西谷地97番5地先	110.70	4.00 ～ 4.00
	新	手形若葉町6号線	秋田市手形字西谷地64番1地先 秋田市手形字西谷地97番5地先	109.60	6.00 ～ 6.00
市道	旧	樋ノ口中町2号線	秋田市広面字樋ノ口84番10地先 秋田市広面字樋ノ口113番8地先	111.20	6.00 ～ 6.00

	新	樋ノ口中町2号線	秋田市広面字樋ノ口84番10地先 秋田市広面字樋ノ口113番8地先	110.20	6.00 ～ 6.10
市道	旧	樋ノ口中町3号線	秋田市広面字樋ノ口84番5地先 秋田市広面字樋ノ口116番1地先	110.50	6.00 ～ 6.00
	新	樋ノ口中町3号線	秋田市広面字樋ノ口84番5地先 秋田市広面字樋ノ口116番1地先	109.50	6.00 ～ 6.00
市道	旧	仁井田仲谷地 五十五枚線	秋田市仁井田字仲谷地208番1地先 秋田市仁井田字五十五枚167番1地先	1,550.90	2.00 ～ 8.00
	新	仁井田仲谷地 五十五枚線	秋田市仁井田字仲谷地208番1地先 秋田市仁井田字五十五枚167番1地先	1,560.90	2.00 ～ 10.80
市道	旧	仁井田仲谷地7号 線	秋田市仁井田字仲谷地78番2地先 秋田市仁井田字仲谷地135番7地先	173.00	4.00 ～ 6.10
	新	仁井田仲谷地7号 線	秋田市仁井田字仲谷地78番2地先 秋田市仁井田字仲谷地135番7地先	174.40	4.00 ～ 6.10
市道	旧	釣瓶町6号線	秋田市広面字谷内佐渡7番地先 秋田市広面字釣瓶町13番3地先	72.10	3.70 ～ 6.00
	新	釣瓶町6号線	秋田市広面字谷内佐渡7番地先 秋田市広面字釣瓶町13番3地先	72.10	3.70 ～ 6.00
市道	旧	釣瓶町7号線	秋田市広面字釣瓶町71番4地先 秋田市広面字釣瓶町71番7地先	74.80	6.00 ～ 6.10
	新	釣瓶町7号線	秋田市広面字釣瓶町71番4地先 秋田市広面字釣瓶町71番7地先	74.80	6.00 ～ 6.10
市道	旧	釣瓶町8号線	秋田市広面字釣瓶町13番3地先 秋田市広面字釣瓶町8番4地先	117.30	5.60 ～ 6.00
	新	釣瓶町8号線	秋田市広面字釣瓶町13番3地先 秋田市広面字釣瓶町8番4地先	117.30	5.60 ～ 6.00
市道	旧	手形山崎西谷地線	秋田市手形字山崎39番1地先 秋田市手形字西谷地5番1地先	507.50	5.50 ～ 6.00

	新	手形山崎西谷地線	秋田市手形字山崎39番1地先 秋田市手形字西谷地5番1地先	507.50	5.50 ～ 6.00
市道	旧	釣瓶町9号線	秋田市広面字釣瓶町96番1地先 秋田市広面字釣瓶町167番4地先	132.20	6.00 ～ 6.00
	新	釣瓶町9号線	秋田市広面字釣瓶町96番1地先 秋田市広面字釣瓶町167番4地先	132.20	6.00 ～ 6.30
市道	旧	釣瓶町13号線	秋田市広面字釣瓶町13番3地先 秋田市広面字釣瓶町13番3地先	65.00	4.20 ～ 5.00
	新	釣瓶町13号線	秋田市広面字釣瓶町13番3地先 秋田市広面字釣瓶町13番3地先	52.80	6.00 ～ 9.80
市道	旧	釣瓶町14号線	秋田市広面字釣瓶町12番4地先 秋田市広面字釣瓶町13番3地先	116.10	7.06 ～ 9.86
	新	釣瓶町14号線	秋田市広面字釣瓶町12番4地先 秋田市広面字釣瓶町13番3地先	115.00	7.20 ～ 10.90
市道	旧	手形山崎13号線	秋田市手形字山崎211番1地先 秋田市手形字山崎176番1地先	113.40	6.00 ～ 6.00
	新	手形山崎13号線	秋田市手形字山崎211番1地先 秋田市手形字山崎176番1地先	111.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	手形山崎新栄町1号線	秋田市手形新栄町205番地先 秋田市手形字山崎199番地先	115.20	6.00 ～ 6.00
	新	手形山崎新栄町1号線	秋田市手形新栄町205番地先 秋田市手形字山崎199番地先	115.20	6.00 ～ 6.00
市道	旧	広面鍋沼13号線	秋田市広面字鍋沼2番1地先 秋田市広面字鍋沼8番1地先	131.30	5.50 ～ 6.30
	新	広面鍋沼13号線	秋田市広面字鍋沼2番1地先 秋田市広面字鍋沼8番1地先	131.30	5.50 ～ 6.00
市道	旧	新川向田五郎1号線	秋田市八橋新川向198番3地先 秋田市八橋田五郎二丁目78番1地先	779.20	4.30 ～ 6.20

	新	新川向田五郎1号線	秋田市八橋新川向198番3地先 秋田市八橋田五郎二丁目78番1地先	779.20	4.30 ～ 6.20
市道	旧	一丁目橋線	秋田市大町二丁目34番1地先 秋田市旭北栄町533番地先	878.60	5.10 ～ 9.90
	新	一丁目橋線	秋田市旭北栄町533番地先 秋田市大町二丁目29番3地先	970.90	5.10 ～ 9.90
市道	旧	土崎東二丁目6号線	秋田市土崎港東二丁目85番13地先 秋田市土崎港東二丁目61番12地先	257.60	4.40 ～ 5.60
	新	土崎東二丁目6号線	秋田市土崎港東二丁目85番13地先 秋田市土崎港東二丁目61番12地先	257.60	4.40 ～ 5.60
市道	旧	野村三千刈線	秋田市外旭川字野村210番1地先 秋田市寺内字三千刈25番1地先	540.10	6.60 ～ 6.90
	新	野村三千刈線	秋田市外旭川字野村210番1地先 秋田市寺内字三千刈25番1地先	540.10	6.60 ～ 6.90
市道	旧	外旭川三千刈8号線	秋田市外旭川字八幡田424番3地先 秋田市外旭川字三千刈32番1地先	220.00	5.80 ～ 6.60
	新	外旭川三千刈8号線	秋田市外旭川字八幡田424番3地先 秋田市外旭川字三千刈32番1地先	220.00	5.80 ～ 6.60
市道	旧	卸団地2号線	秋田市柳原新田字古川添37番3地先 秋田市柳原新田字古川添2番4地先	1,662.90	9.50 ～ 14.10
	新	卸団地2号線	秋田市柳原新田字古川添37番3地先 秋田市柳原新田字古川添2番4地先	1,662.90	9.50 ～ 14.10
市道	旧	牛島茨島線	秋田市牛島西一丁目1番5地先 秋田市茨島六丁目341番3地先	1,995.20	3.20 ～ 9.20
	新	牛島茨島線	秋田市牛島西一丁目1番5地先 秋田市茨島六丁目341番3地先	1,995.20	3.20 ～ 9.20
市道	旧	牛島西一丁目1号線	秋田市牛島西一丁目486番5地先 秋田市牛島西一丁目363番3地先	447.80	5.00 ～ 6.80

	新	牛島西一丁目1号線 秋田市牛島西一丁目486番5地先 秋田市牛島西一丁目363番3地先	431.50	5.00 ～ 6.80
市道	旧	牛島西一丁目4号線 秋田市牛島西一丁目124番地先 秋田市牛島西一丁目71番2地先	384.60	4.00 ～ 6.10
	新	牛島西一丁目4号線 秋田市牛島西一丁目124番地先 秋田市牛島西一丁目71番2地先	384.60	4.00 ～ 6.10
市道	旧	牛島西二丁目1号線 秋田市牛島西二丁目83番12地先 秋田市大住一丁目159番123地先	694.80	4.00 ～ 10.80
	新	牛島西二丁目1号線 秋田市牛島西二丁目83番12地先 秋田市大住一丁目159番123地先	694.80	4.00 ～ 10.80
市道	旧	大住27号線 秋田市大住三丁目227番46地先 秋田市大住三丁目335番47地先	302.00	3.60 ～ 6.00
	新	大住27号線 秋田市大住三丁目227番46地先 秋田市大住三丁目335番47地先	302.00	3.60 ～ 6.00
市道	旧	茨島六丁目28号線 秋田市茨島六丁目130番5地先 秋田市茨島六丁目130番3地先	66.40	4.00 ～ 4.00
	新	茨島六丁目28号線 秋田市茨島六丁目130番5地先 秋田市茨島六丁目130番3地先	66.40	4.00 ～ 4.00
市道	旧	新屋比内町2号線 秋田市新屋比内町446番8地先 秋田市新屋比内町430番1地先	243.60	6.50 ～ 7.80
	新	新屋比内町2号線 秋田市新屋比内町446番8地先 秋田市新屋比内町430番1地先	243.60	6.70 ～ 7.80
市道	旧	下川原御橋線 秋田市下浜羽川字二十町62番地先 秋田市下浜羽川字寺ノ沢18番2地先	1,958.40	1.00 ～ 16.00
	新	下川原御橋線 秋田市下浜羽川字二十町62番地先 秋田市下浜羽川字寺ノ沢18番2地先	1,923.90	1.00 ～ 16.00
市道	旧	内稲場五郎池線 秋田市下浜羽川字二十町101番地先 秋田市下浜羽川字内稲場173番19地先	590.30	1.90 ～ 12.80

	新	内稲場五郎池線	秋田市下浜羽川字二十町101番地先 秋田市下浜羽川字内稲場173番19地先	590.30	1.90 ～ 12.80
市道	旧	新屋前野町1号線	秋田市新屋前野町80番地先 秋田市新屋前野町79番8地先	130.70	6.00 ～ 7.20
	新	新屋前野町1号線	秋田市新屋前野町80番地先 秋田市新屋前野町79番8地先	130.70	6.00 ～ 7.40
市道	旧	家ノ腰1号線	秋田市下浜羽川字家ノ腰10番地先 秋田市下浜羽川字大西沢92番1地先	1,994.70	3.00 ～ 13.00
	新	家ノ腰1号線	秋田市下浜羽川字家ノ腰10番地先 秋田市下浜羽川字大西沢92番1地先	2,016.10	3.00 ～ 13.00
市道	旧	新屋天秤野5号線	秋田市新屋天秤野583番6地先 秋田市新屋天秤野73番10地先	180.00	6.00 ～ 6.00
	新	新屋天秤野5号線	秋田市新屋天秤野583番6地先 秋田市新屋天秤野73番10地先	180.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋朝日町22号線	秋田市新屋朝日町1415番1地先 秋田市新屋朝日町114番40地先	86.70	5.80 ～ 6.00
	新	新屋朝日町22号線	秋田市新屋朝日町1415番1地先 秋田市新屋朝日町114番40地先	86.70	5.80 ～ 6.00
市道	旧	下北手黒川2号線	秋田市下北手黒川字黒川88番地先 秋田市下北手黒川字黒川40番2地先	105.70	3.10 ～ 5.60
	新	下北手黒川2号線	秋田市下北手黒川字黒川88番地先 秋田市下北手黒川字黒川40番2地先	106.90	4.20 ～ 5.60
市道	旧	榎山石塚町27号線	秋田市榎山石塚町299番8地先 秋田市榎山石塚町299番25地先	79.00	6.50 ～ 9.00
	新	榎山石塚町27号線	秋田市榎山石塚町299番8地先 秋田市榎山石塚町299番25地先	79.00	6.50 ～ 9.00

市道	旧	太平大通線	秋田市太平目長崎字神田3番1地先 秋田市太平黒沢字館越95番1地先	4,340.80	4.50 ～ 14.50
	新	太平大通線	秋田市太平目長崎字神田3番1地先 秋田市太平黒沢字館越95番1地先	4,340.80	4.50 ～ 17.70
市道	旧	笠岡2号線	秋田市下新城笠岡字笠岡8番地先 秋田市下新城笠岡字笠岡291番1地先	306.40	3.50 ～ 4.20
	新	笠岡2号線	秋田市下新城笠岡字笠岡8番地先 秋田市下新城笠岡字笠岡291番1地先	306.40	3.50 ～ 14.00
市道	旧	笠岡4号線	秋田市下新城笠岡字笠岡35番2地先 秋田市下新城笠岡字笠岡38番地先	135.10	4.00 ～ 8.00
	新	笠岡4号線	秋田市下新城笠岡字笠岡35番2地先 秋田市下新城笠岡字笠岡38番地先	135.10	4.00 ～ 8.00
市道	旧	下飯島5号線	秋田市土崎港北七丁目91番6地先 秋田市飯島松根西町3番2地先	482.60	3.70 ～ 7.00
	新	下飯島5号線	秋田市土崎港北七丁目91番6地先 秋田市飯島松根西町3番2地先	482.60	3.70 ～ 7.00
市道	旧	土崎北六丁目5号線	秋田市土崎港北六丁目30番10地先 秋田市土崎港北六丁目30番160地先	105.30	5.90 ～ 6.20
	新	土崎北六丁目5号線	秋田市土崎港北六丁目30番10地先 秋田市土崎港北六丁目30番160地先	105.30	5.90 ～ 6.20
市道	旧	キャンパスタウン6号線	秋田市下新城中野字街道端西241番5地 秋田市下新城中野字街道端西233番42地先	811.50	13.00 ～ 28.50
	新	キャンパスタウン6号線	秋田市下新城中野字街道端西241番5地 秋田市下新城中野字街道端西233番42地先	793.50	13.00 ～ 28.50
市道	旧	式田1号線	秋田市河辺和田下石川185番地先 秋田市河辺和田松沢231番3地先	1,651.00	5.07 ～ 24.60

	新	式田1号線	秋田市河辺和田下石川185番地先 秋田市河辺和田松沢231番3地先	1,648.30	5.07 ～ 24.60
市道	旧	赤平大張野線	秋田市河辺赤平小蟹沢49番3地先 秋田市河辺大張野道ノ下112番1地先	1,692.00	4.90 ～ 13.50
	新	赤平大張野線	秋田市河辺赤平小蟹沢49番3地先 秋田市河辺大張野道ノ下112番1地先	1,685.60	4.90 ～ 13.50
市道	旧	坂本大張野線	秋田市河辺和田宮崎136番地先 秋田市河辺大張野水口沢124番1地先	1,088.20	3.90 ～ 11.50
	新	坂本大張野線	秋田市河辺和田宮崎136番地先 秋田市河辺大張野水口沢124番1地先	1,088.20	3.90 ～ 11.50
市道	旧	神内大又1号線	秋田市河辺神内字坂ノ下1番3地先 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番1地先	11,932.30	3.80 ～ 47.00
	新	神内大又1号線	秋田市河辺神内字坂ノ下1番3地先 秋田市河辺岩見字善知鳥坂139番1地先	11,932.30	3.80 ～ 47.00
市道	旧	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番1地先 秋田市雄和椿川字堤根34番地先	3,739.50	6.00 ～ 23.00
	新	鹿野戸安養寺線	秋田市雄和椿川字長者屋敷30番1地先 秋田市雄和椿川字堤根34番地先	3,739.50	6.00 ～ 23.00
市道	旧	女米木戸賀沢線	秋田市雄和女米木字川崎29番2地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢12番2地先	2,724.80	4.80 ～ 31.00
	新	女米木戸賀沢線	秋田市雄和女米木字川崎29番2地先 秋田市雄和戸賀沢字金山沢12番2地先	2,724.80	4.80 ～ 31.00
市道	旧	左手子上野線	秋田市雄和左手子字上野212番32地先 秋田市雄和左手子字高野6番地先	677.50	5.00 ～ 12.90
	新	左手子上野線	秋田市雄和左手子字上野212番32地先 秋田市雄和左手子字高野6番地先	677.50	5.00 ～ 12.90

市道	旧	雄和東線	秋田市雄和種沢字山口3番4地先 秋田市雄和平尾鳥字長滝20番6地先	10,068.80	6.80 ～ 125.20
	新	雄和東線	秋田市雄和種沢字山口3番4地先 秋田市雄和平尾鳥字長滝20番6地先	10,068.80	6.80 ～ 125.20
市道	旧	手形西谷地 56号線	秋田市手形字西谷地103番3地先 秋田市手形字西谷地101番1地先	48.30	6.00 ～ 6.00
	新	手形西谷地 56号線	秋田市手形字西谷地103番3地先 秋田市手形字西谷地101番1地先	51.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	手形山崎新栄町 3号線	秋田市手形字山崎203番1地先 秋田市手形字新栄町211番4地先	124.10	6.00 ～ 6.00
	新	手形山崎新栄町 3号線	秋田市手形字山崎203番1地先 秋田市手形字新栄町211番4地先	120.20	6.00 ～ 6.00
市道	旧	牛島仁井田自歩道 線	秋田市牛島東六丁目376番10地先 秋田市仁井田福島一丁目278番2地先	30.10	2.50 ～ 6.80
	新	牛島仁井田自歩道 線	秋田市牛島東六丁目376番10地先 秋田市仁井田福島一丁目278番2地先	30.10	4.10 ～ 4.20
市道	旧	秋田外環状1号線	秋田市上新城中字南波掛28番3地先 秋田市上新城道川字五百刈沢42番1地先	883.00	5.00 ～ 15.00
	新	秋田外環状1号線	秋田市上新城中字南波掛28番3地先 秋田市上新城道川字五百刈沢42番1地先	993.90	3.60 ～ 23.60
市道	旧	秋田外環状2号線	秋田市上新城中字南波掛29番1地先 秋田市上新城道川字五百刈沢132番1地先	592.00	5.00 ～ 10.00
	新	秋田外環状2号線	秋田市上新城中字南波掛29番1地先 秋田市上新城道川字五百刈沢132番1地先	631.10	5.00 ～ 14.00
市道	旧	外旭川三後田 2号線	秋田市外旭川字三後田26番1地先 秋田市外旭川字三後田71番6地先	126.90	6.00 ～ 6.00

	新	外旭川三後田 2号線	秋田市外旭川字三後田26番1地先 秋田市外旭川字三後田71番6地先	128.60	6.00 ～ 6.00
市道	旧	仁井田瀧中町 24号線	秋田市仁井田瀧中町142番8地先 秋田市仁井田瀧中町142番14地先	249.60	6.00 ～ 6.00
	新	仁井田瀧中町 24号線	秋田市仁井田瀧中町142番8地先 秋田市仁井田瀧中町142番14地先	247.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋関町後 16号線	秋田市新屋町字関町後208番10地先 秋田市新屋町字関町後208番4地先	85.00	6.00 ～ 6.00
	新	新屋関町後 16号線	秋田市新屋町字関町後208番10地先 秋田市新屋町字関町後208番4地先	83.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	新屋沖田町 14号線	秋田市新屋沖田町88番地先 秋田市新屋沖田町139番1地	88.40	4.30 ～ 6.00
	新	新屋沖田町 14号線	秋田市新屋沖田町88番地先 秋田市新屋沖田町139番1地	92.30	4.30 ～ 6.00
市道	旧	堤台一丁目7号線	秋田市御所野堤台一丁目6番38地先 秋田市御所野堤台一丁目6番8地先	296.20	6.00 ～ 6.00
	新	堤台一丁目7号線	秋田市御所野堤台一丁目6番38地先 秋田市御所野堤台一丁目6番8地先	277.30	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台一丁目8号線	秋田市御所野堤台一丁目6番19地先 秋田市御所野堤台一丁目6番37地先	159.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台一丁目8号線	秋田市御所野堤台一丁目6番19地先 秋田市御所野堤台一丁目6番37地先	163.10	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台一丁目9号線	秋田市御所野堤台一丁目6番73地先 秋田市御所野堤台一丁目6番69地先	62.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台一丁目9号線	秋田市御所野堤台一丁目6番73地先 秋田市御所野堤台一丁目6番69地先	64.30	6.00 ～ 6.00

市道	旧	堤台一丁目10号線	秋田市御所野堤台一丁目 6 番64地先 秋田市御所野堤台一丁目 6 番60地先	59.00	6.00 ～ 6.00
	新	堤台一丁目10号線	秋田市御所野堤台一丁目 6 番64地先 秋田市御所野堤台一丁目 6 番60地先	61.10	6.00 ～ 6.00
市道	旧	河辺万事神線	秋田市河辺神内字新山沢65番13地先 秋田市河辺神内字新山沢43番 1 地先	512.00	5.00 ～ 7.50
	新	河辺万事神線	秋田市河辺神内字新山沢65番13地先 秋田市河辺神内字新山沢43番 1 地先	413.50	5.50 ～ 7.50

秋田市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用廃止の区間

別紙のとおり

2 供用廃止の期日

平成30年 3月30日

3 縦覧期間

平成30年 3月30日から同年 4月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで道路の供用廃止の区間

道路の種別	路線名	供用廃止区間	備考
市道	秋田駅東5号線	秋田市手形字山崎44番地7地先 秋田市手形字山崎44番地8地先	

秋田市告示第117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成30年 3月30日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
214	きらら調剤薬局	秋田市川元開和町1番	株式会社 きららホールディ	平成30年 4月1日

	35号 東和ビル1 F	ンクス 代表取締役 鈴木嘉彦	
--	-------------------	----------------------	--

秋田市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市リフレッシュガーデンの使用料等の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市檜山本町 2 番 3 号

株式会社松美造園建設工業

代表取締役 佐藤正義

2 委託期間 平成30年 4月1日から平成31年 3月31日まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第5号

平成30年 3月19日午後 3時30分秋田市役所 5階 5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成30年 3月15日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市指定文化財の指定に関する件
- 3 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件

秋田市教委告示第6号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、次の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

平成30年 3月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は 団体名
有形文化財 (歴史資料)	土崎神 明社棟 札	31点	秋田市土 崎港中央 三丁目9 番37号	宗教法人 神明 社 代表役員 伊 藤 茂 樹

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成30年3月1日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,352人
- 2 3分の1の数 89,189人

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

平成30年3月16日午後1時30分秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成30年3月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成29年度第12号）に関する件
- 3 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第4号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成30年3月6日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 コスモ	高 橋 敏 英	秋田県大仙市大曲 田町5番25号

- 2 廃止年月日

平成30年2月28日

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成30年3月27日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
日通エネルギー東北 株式会社 秋田支店	明 石 義 昭	秋田市新屋沖田町 1番1号

- 2 廃止年月日

平成30年3月1日

秋田市上下水道局告示第6号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成30年3月27日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 サンタク マ	熊 田 俊 郎	秋田県由利本荘市 西目町沼田字新道 下2番地393

- 2 廃止年月日

平成30年3月20日

公 告

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成30年3月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）
 - ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借
 - イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借
 - ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バス賃貸借
- (2) 履行場所
 - 秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マントラメ227番地1）
- (3) 履行期間
 - ア 北部地域は、平成30年5月16日から平成31年2月28日までとする。

- イ 中央地域は、平成30年5月10日から平成31年2月28日までとする。
- ウ 南部地域は、平成30年5月8日から平成31年2月28日までとする。
- (4) 入札参加要件
- ア 北部地域は、大型3台、中型1台以上のバスを保有していること。
- イ 中央地域は、大型4台、中型1台以上のバスを保有していること。
- ウ 南部地域は、大型3台、中型1台以上のバスを保有していること。
- エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- オ 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
- カ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- キ 市税に滞納がないこと。
- ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- ケ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 日時
平成30年3月23日（金）午前10時
- (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター・図書スペース（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 入札保証金および契約保証金
免除
- (4) 契約日
落札が決定した日から平成30年3月29日（木）までの間
- (5) 積算条件等
道路運送法第9条の2および平成26年3月26日付け公示第134号（東北運輸局長）を遵守すること。なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付（様式は任意）すること。
- (6) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
- ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

- エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 受付期間
平成30年3月2日（金）から同月9日（金）までとする。
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。
- (3) 受付場所
秋田市太平山自然学習センター 事務室
- (4) 提出書類（以下「申込書等」という。）
各証明書類は、平成30年1月1日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 業務実績調書（様式2）
- ウ 営業経歴書（様式3）
- エ 誓約・同意書（様式4）
- オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
- ア 秋田市に納めた法人市民税
- イ 秋田市に納めた固定資産税
- カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）
- キ その他
- ア 入札参加要件「1の(4)アからエ」を証明できる書類
- イ 送迎バスの車種および車内の分かる書類
- (5) その他
- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
- イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成30年3月19日（月）までに電子メール等により送付する。
- 5 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）
- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公

告する。

秋田市長 穂 積 志

平成30年3月14日

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和41年 6月20日	S41-015-01	4.00	48.82	秋田市飯島美砂町16番161の内、16番1085、16番1086、16番1087および16番1088	平成30年 3月14日 第1号
2	昭和41年 6月20日	S41-015-02	4.00	55.76	秋田市飯島美砂町16番161の内、16番1089、16番1091、16番1092および16番1093	平成30年 3月14日 第2号
3	昭和41年 6月20日	S41-015-03	4.00	83.10	秋田市飯島美砂町16番161の内、16番1081の内、16番1082、16番1083、16番1084、16番1097、16番1098、324番6、324番7、324番8、324番9および324番10	平成30年 3月14日 第3号
4	昭和41年 6月20日	S41-015-04	4.00	6.03	秋田市飯島美砂町16番161の内および16番1081の内	平成30年 3月14日 第4号
5	昭和42年 10月19日	S42-152	4.00	38.23	秋田市将軍野東二丁目33番4、33番978および33番977の一部	平成30年 3月14日 第5号
6	昭和42年 2月23日	S41-101-01	4.00	109.09	秋田市仁井田路見町27番5、27番7、27番9、27番11、27番12、28番3、28番4、28番6、32番6、33番2の内、33番3、33番6、33番9、33番13、34番2、34番5、34番6、34番7の内および34番8	平成30年 3月14日 第6号

秋田市公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により秋田市森林整備計画変更計画を樹立したので、同条第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供し公表する。

平成30年3月22日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

秋田市森林整備計画変更計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所産業振興部農地森林整備課

秋田市公告

八橋陸上競技場夜間照明等整備事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 事業概要

(1) 事業名

八橋陸上競技場夜間照明等整備事業

(2) 事業内容

本事業は、次の設計・施工・監理業務を行うものである。

ア 受変電設備改修工事

イ 照明設備設置工事

ウ 大型映像装置設置工事

エ 大型映像装置操作室改修工事

オ ドーピングコントロール室改修工事

カ サッカーゴール更新工事

キ スタジアムロッカー設置工事

ク トイレ改修工事

ケ 防音壁設置工事

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から平成31年2月28日まで（改修工事期限は、平成31年1月31日まで）

(4) 提案上限額

988,524,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）

2 受注者の選定方法

本事業の受注者選定は、公募型プロポーザル方式による。すなわち、別に設置する審査委員会の審査において、定められた期限内に参加表明書を提出した者のうち、3に掲げる参加資格要件を満たす全ての者を指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、本事業の実施に最も適切と判断された最優秀提案者を優先交渉権者に、次に適切と判断された提案者を次点交渉権者に選出する。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加希望者は、共同企業体によるものとし、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する要件

ア 建築工事を行う者2者および電気工事を行う者2者なら

びに設計および工事監理を行う者1者の5者で構成される特定建設工事共同企業体であること。

イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、建築工事を行う者又は電気工事を行う者で、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

ウ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 建築工事を行う者の要件

(ア) 本市の建設工事入札参加資格を有する者であって、建築一式工事A級に格付された特定建設業許可企業であること。

(イ) 当該工種の総合点数が850点以上であること。

(ウ) 本工事に、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有し、常勤で3か月以上の雇用関係にある者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置できること。

イ 電気工事を行う者の要件

(ア) 本市の建設工事入札参加資格を有する者であって、電気工事A級に格付された特定建設業許可企業であること。

(イ) 本工事に、常勤で3か月以上の雇用関係にある者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置できること。

ウ 設計と工事監理業務を行う者の要件

(ア) 建築士法（昭和25年法律202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受けている者であって、同法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有し、その中から本業務に一級建築士を1名以上配置できること。

(イ) 秋田市内に本社を有し、建築関係コンサルタント業務の建築一般部門に登録されていること。

4 技術提案書の評価基準

以下の課題に対する提案内容

(1) 「事業実施体制」についての提案

基本方針、設計・施工・監理体制、参加企業の関連業務実績、市内企業の活用予定等

(2) 「適切な工程計画」についての提案

基本方針、全体工程表等

(3) 「円滑な競技運営に対する配慮」についての提案

基本方針、主要機器の概要、具体的な配慮事項等

(4) 「ランニングコスト削減に対する創意工夫」についての提案

基本方針、具体的な創意工夫の内容等

(5) 「保守管理に対する配慮」についての提案

基本方針、保守管理体制、具体的な配慮事項等

(6) 「幅広い利用者に対する配慮」についての提案

基本方針、具体的な配慮事項等

(7) 「環境に対する配慮」についての提案

基本方針、具体的な配慮事項等

(8) 「概算見積金額」の提案

提案された見積額の妥当性について

5 日程

平成30年4月2日（月） 第1回質問締切（第一次審査分）

同月6日（金） 参加表明書等の提出期限

同月中旬 資格審査の結果通知および技術提案書の提出養成

同月18日（水） 第2回質問締切（第二次審査分）

同月27日（金） 技術提案書等の提出期限

同年5月上旬

技術提案審査（第二次審査）
（プレゼンテーションおよびヒアリング）

同月中旬

審査結果の通知

6 手続等

(1) 担当事務局

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課

電話番号 018-888-5611

ファックス 018-888-5612

Eメール ro-edsp@city.akita.lg.jp

URL:http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/sp/default.htm

(2) 実施要領および各種関係資料の交付

八橋陸上競技場夜間照明等整備事業公募型プロポーザル実施要領および各種関係資料は、秋田市スポーツ振興課ホームページから入手すること。

(3) 提出期限

上記5のとおり

(4) 提出場所

上記6(1)のとおり

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、総合的設計による一団地の建築物について認定をしたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田県秋田市中通七丁目1番1号

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員秋田支社長 菊 地 正

新潟県新潟市中央区八千代一丁目4番34号

第一建設工業株式会社

取締役社長 高 木 言 芳

2 一団地の区域

秋田市檜山字長沼24番2

3 認定年月日

平成30年3月23日

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部建築指導課

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（33台）

追分駅前自転車等駐車場 5台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 2台

土崎図書館前自転車等駐車場 2台
 土崎駅前自転車等駐車場 8台
 新屋駅前自転車等駐車場 5台
 牛島駅東自転車等駐車場 4台
 秋田駅東自転車等駐車場 5台
 アトリオン広場地下自転車駐車場 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成30年3月20日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成30年4月6日から同年10月6日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および平成30年12月29日から平成31年1月3日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成30年3月23日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

マックスバリュ東北株式会社

代表取締役 佐々木 智佳子

秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名 称 フレスポ土崎・マックスバリュ港北店

イ 所在地 秋田市土崎港北七丁目161番2外

(3) 変更しようとする事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

変更前

位置		面積
図面については、縦覧に供する関係書類のとおり	マックスバリュ港北店	110.0㎡
	ツルハドラック秋田土崎店	100.8㎡
	やまや土崎店	194.0㎡
	ドコモショップ土崎港店	
	大和リース物販店	
合計	404.8㎡	

変更後

位置		面積
図面については、縦覧に供する関係書類のとおり	マックスバリュ港北店	110.0㎡
	マックスバリュ港北店 夜間（22:00～6:00）限定荷さばき施設	84.0㎡
	ツルハドラック秋田土崎店	100.8㎡
	やまや土崎店	194.0㎡
	ドコモショップ土崎港店	
	大和リース物販店	
合計	488.8㎡	

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前

荷さばき施設	荷さばき作業可能時間帯
全ての荷さばき施設	午前6時～午後9時

変更後

荷さばき施設	荷さばき作業可能時間帯
下欄に示すもの以外の荷さばき施設	午前6時～午後9時
マックスバリュ港北店 夜間限定荷さばき施設	午後10時～午前6時

(4) 変更年月日 平成30年11月17日

(5) 変更理由 店舗運営の改善を目的とする。

2 届出年月日

平成30年3月16日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間 平成30年3月23日から同年7月23日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成29年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
本庁舎 3 階 秋田市産業振興部農業農村振興課

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する定期予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年 3 月27日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類別表のとおり

秋田市公告

別表

予 防 接 種 を 行 っ て い た 主 た る 場 所	所 在 地	医 師 名	四 種 混 合	二 種 混 合	ボ リ オ	不 活 化	風 し ん 混 合	麻 し ん 混 合	麻 抗 原	麻 し ん	風 し ん	日 本 脳 炎	結 核 (B C G)	感 染 症	H i b	球 菌 肺 炎	小 児 肺 炎	ロ ー マ 感 染 症	ヒ ト ハ ビ	水 痘	B 型 肝 炎	イ ン フ ル エ	肺 炎 球 菌	高 齢 者
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号	高 橋 佳 子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
加賀谷記念 小松こども医院	秋田市御野場新町四丁目 7 番 22号	小 松 和 男	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
設楽産婦人科内科 クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地 1	設 楽 芳 宏																×				×		

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成30年 3 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
本庁舎 3 階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 農業振興地域整備計画変更案に対する意見書の要旨及び処理結果
縦覧期間中の意見書の提出なし

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（秋田地域）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号 秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定によ

る都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（河辺地域）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号 秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画下水道事業
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画（雄和地域）
- 2 縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番 8 号 秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第 1 項の規定により、秋田市立地適正化計画を作成したので、同法第81条第15項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該図書を公衆の閲覧に供する。

平成30年 3 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 計画名称

秋田市立地適正化計画

2 閲覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する平成30年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎および高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年3月30日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風 第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎および破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(4種混合ワクチン)を使用し、初回接種については20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (2) ジフテリア、百日せきおよび破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(3種混合ワクチン)を使用し、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (3) 不活化ポリオワクチンの予防接種は、(1)と同じ接種方法および回数とする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん	生後12月から生後	乾燥弱毒生麻しん風しん混

風しん 第1期	24月に至るまでの間にある者	合ワクチンもしくは乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者(小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者)	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンもしくは乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
日本脳炎 第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを、初回接種については6日以上の間隔をおいて2回接種し、追加接種については2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする(3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。)
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者	経皮接種用乾燥BCGワクチンを上腕外側の中央部に滴下し、管針により1回行うものとし、2箇所接種とする。
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合(標準的接種方法) ア 初回接種については27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回接種。2回目、3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと。(追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をおいて1回接種。) イ 追加接種は、初回接種の最後の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種すること。 (2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまで

		<p>に接種開始する場合</p> <p>ア 初回接種については27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回接種。2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと（追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をおいて1回接種。）。</p> <p>イ 追加接種は初回接種の最後の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種すること。</p> <p>(3) 生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合 接種は1回とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までのワクチンは、いずれも乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。</p>		<p>(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合</p> <p>ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で2回接種。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能。）。</p> <p>イ 追加接種は、生後12月に至った日以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1回接種すること。</p> <p>ウ アおよびイの接種回数は、計3回までとする。</p> <p>(3) 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでに接種開始する場合 60日以上の間隔をおいて2回までの接種とする。</p> <p>(4) 生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合 1回までの接種とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までのワクチンは、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。</p>
<p>小児の肺炎球菌感染症</p>	<p>生後2月から生後60月に至るまでの間にある者</p>	<p>(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合（標準的接種方法）</p> <p>ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で3回接種。ただし、初回2回目、3回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は初回3回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能。）。</p> <p>イ 追加接種は初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種。標準的には生後15月に至るまでの間に行う。</p> <p>ウ アおよびイの接種回数は、計4回までとする。</p>	<p>ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）</p>	<p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</p> <p>(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、1月の間隔おいて2回接種した後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし筋肉内に注射する。</p> <p>(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法を</p>

		とることができない場合は、1月以上の間隔を置いて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔を置いて1回行う。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内に注射する。	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1回目の接種を行い、2回目は、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔を置いて接種するものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。	(2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあっては、妊娠していることが明らかな者 (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者 (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者 (8) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあつては、すでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある者 (9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔を置いて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔を置いて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25ミリリットルとする。	4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者 (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 (6) 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
高齢者の肺炎球菌感染症	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(身体障害者手帳1級所持者)	高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回、筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。	5 各予防接種における個別の留意事項 (1) 日本脳炎 ア 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。)附則第4条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者であつて、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者(生後6月から90月まで又は9歳以上13歳未満にある者)とする。 (ア) 実施規則附則第4条第1項関係 残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔を置いて2回接種する。第2期接種は、第1期終了後6日以上の間隔をおくこと。 (イ) 実施規則附則第4条第1項関係 残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。 なお、すでに接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。 (ウ) 実施規則附則第4条第2項関係 日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔を置いて2回、追加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。
2 予防接種を実施する期日等			
(1) 期日			
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日			
(2) 医師			
別表のとおり			
(3) 場所			
別表のとおり			
3 予防接種の対象者から除かれる者			
(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者			イ 実施規則附則第5条の規定に基づく特例の対象者は、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者であつ

て、20歳未満にある者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）とする。

(ア) 実施規則附則第5条第1項関係

残り3回の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(イ) 実施規則附則第5条第1項関係

残り2回の予防接種を行う場合（第1期初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(ウ) 実施規則附則第5条第1項関係

残り1回の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第2期接種として、9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(エ) 実施規則附則第5条第2項から第5項まで関係

予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。

(2) ヒトパピローマウイルス感染症

ヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日付健発0614第1号厚生労働省健康局長通知）のとおりとする。

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。
ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者

イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行うこと。

(4) 高齢者の肺炎球菌感染症

平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を加え、接種の対象者とする。

5 予防接種料金

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘およびB型肝炎の各定期予防接種
無料

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種

各医療機関が設定する接種料金から委託料4,962円を上限とし差し引いた額。非課税世帯に属する者は、各医療機関が設定する接種料金から5,962円を上限とし差し引いた額とする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成8年法律30号）に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

別表

医師名	医療機関名	所在地	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	混合麻しん風しん	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	B C G	H i b感染症	菌感染症	小児の肺炎球菌	ウイルス感染症	ヒトパピローマ	水痘	B型肝炎	高齢者の肺炎球菌感染症
阿部 栄二	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
阿部 元	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
阿部 利樹	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
石井 良明	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号																	○
犬上 篤	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○

今野 広志	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号																	○
岩崎 洋一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
鶴木 栄樹	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
遠藤 和彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
大高 日本	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
大谷 浩	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
大町 康一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
近江 永豪	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号																	○
岡田 脩平	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号																	○
岡根 克己	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
笠間 史仁	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号																	○
神 千佳子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
川端 良成	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
菊池 一馬	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
北林 淳	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
北谷 栞	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号																	○
木津 典久	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
木戸 知紀	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
木戸 直子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
木村 愛彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
楠見 僚太	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号																	○
熊谷 奈保	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
熊谷 史子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号																	○
倉橋 保奈実	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
小板橋 祐也	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
小島 壽志	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
後藤 博之	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○

小西 奈津雄	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林 孝	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林 芳生	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
斎藤 寛	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
齊藤 陽平	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
齊藤 礼次郎	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
作左部 大	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 俊樹	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 吉寛	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
佐藤 祐平	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
沢口 碩基	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
渋谷 健吾	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渋谷 嘉美	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下斗米 孝之	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄司 亮	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
添野 武彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 正人	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
多田 光範	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷川 秀郎	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
俵谷 伸	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉 蒔七	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
津田 栄彦	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東海林 圭	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸田 洋	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仲本 雄一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良 藍子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
楡井 周作	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	

畑澤 孝子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
畑澤 千秋	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
早川 宏一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井 伸	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤井 公生	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤嶋 明子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
二渡 克弥	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
星野 孝男	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松岡 悟	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松本 聖子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三浦 健	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮部 賢	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村井 肇	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村石 健治	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本 翔子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉岡 知巳	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉野 敬	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米屋 崇峻	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
渡部 博之	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
綿貫 勤	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田村 芳一	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
齊藤 崇	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木 仁美	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
伊藤 史子	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
道下 吉広	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
戸嶋 雅道	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	
齋藤 敬太	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号															○	

豊野 美幸	秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪/沢3番地128	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
澤石 由記夫	秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪/沢3番地128	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新井 浩和	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
飯田 直成	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
飯塚 政弘	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
石井 透	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
石河 紀之	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
石田 秀明	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
磯崎 健一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
伊多波 未来	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
岩谷 真人	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
大内 慎一郎	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
太田 翔三	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大山 則昭	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
河合 秀樹	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
鎌田 収一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
木曾 博典	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
木村 洋元	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
工藤 和大	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
黒川 博一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
小棚木 均	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
後藤 尚	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
小松田 智也	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
齊藤 宏文	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
相良 志穂	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
佐藤 宏和	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○
佐藤 隆太	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1														○

里吉 梨香	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
真田 広行	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
澤田 俊哉	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
柴野 健	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
下田 直威	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
鈴木 哲哉	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
関川 綾乃	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
田澤 浩	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
土田 聡子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
照井 元	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
富樫 嘉津恵	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
土佐 慎也	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
中畑 潤一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
西巻 啓一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
畠山 卓	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
原 賢寿	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
平野 秀人	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
藤田 康雄	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
細谷 直子	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
堀川 洋平	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
升田 晃生	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
松下 弘雄	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
丸屋 淳	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
宮内 孝治	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
武藤 理	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○
村田 雅彦	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
八木 英一	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1																		○

提島 真人	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口 歩子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号															○	
佐藤 勤	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 ワカナ	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
重臣 宗伯	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柴原 徹	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島田 俊亮	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所澤 剛	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
菅原 多恵	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 凜	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号															○	
高橋 雅史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 道	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉 満郎	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
辻 剛俊	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津田 聡子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内藤 信吾	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 正康	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中根 邦夫	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中山 豊	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新保 知規	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長谷川 傑	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平野 義則	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深谷 浩史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号															○	
福田 淳	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤島 綾香	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号															○	
藤原 敏弥	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤原 美貴子	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

前野 淳	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
瀬川 豊人	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
今村 専太郎	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池田 史圭	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近藤 美里	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
竹越 結生	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 侑也	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
林 海斗	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林 紗雪	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田村 晋也	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 諒	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里吉 清文	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東海林 怜	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎 剛	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿部 史人	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五十嵐 知規	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市川 友里子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤 忠彦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤 行信	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兎澤 晴彦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
馬越 通信	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大内 真吾	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
難波 美妃	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小貫 涉	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
面川 歩	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加藤 俊祐	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清澤 美乃	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

沓澤 理	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栗原 伸泰	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小西 祥朝	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小松 輝久	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小松 博	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
齋藤 由理	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阪本 亮平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 勇人	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 香奈	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 恵	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 知	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 誠	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 優洋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
篠崎 真莉子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柴田 敬一	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
進藤 吉明	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菅沼 由実	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉山 保子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大門 葉子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 祐子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 佳之	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田近 武伸	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 雄一	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉 剛史	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津田 聡子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利部 徳子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良 美保	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

成田 裕一郎	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長谷山 俊之	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
畠山 雄二	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
羽淵 由紀子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
播間 崇記	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤島 悟志	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤島 眞澄	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
細谷 栄滋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松浦 多恵子	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三船 大樹	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田 晋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横山 直弘	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ワッツ 志保里	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栗崎 博	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稲葉 龍太郎	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加賀谷 肇	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久保田 奉幸	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮形 滋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原田 忠	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小野 厳	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小林 新	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菅原 健	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菅原 厚	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千馬 誠悦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
草薨 芳明	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渡辺 新	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
藤原 崇史	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

梅津 香織	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
梅津 正矩	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福田 光之	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平山 雅士	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢幅 義男	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木 敏文	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩澤 卓也	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
櫻庭 一馬	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉村 祐介	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高城 航一	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 研太郎	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 雅洋	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢野 直志	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三浦 将仁	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木 広大	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新田 悠介	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石橋 恭太	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
五十嵐 駿	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池田 祐介	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
満永 義乃	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有明 千賀	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤 尚武	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小貫 孔明	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柴田 陽	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杉村 亮	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高橋 誠	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田近 宗彦	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

濱谷 孟志	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
村田 昇平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉田 晃平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脇田 哲平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渡邊 康平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川 博康	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石塚 純平	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
菊谷 祥博	社会医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柳澤 宗	アーク循環器クリニッ ク	秋田市広面字谷地沖26 番地1																		○
柳澤 昌子	アーク循環器クリニッ ク	秋田市広面字谷地沖26 番地1																		○
吉田 節朗	あきた駅前内科外科 クリニック	秋田市千秋久保田町3 番15号 三宅ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 徳子	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125 番地1																		○
高橋 裕哉	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125 番地1																		○
田村 康樹	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125 番地1																		○
後藤 和也	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125 番地1																		○
市原 利晃	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125 番地1																		○
小松田 智也	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125 番地1																		○
石川 素子	秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125 番地1																		○
阿部 徹	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○
黒沢 諒	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○
佐藤 和裕	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○
佐藤 佳子	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○
塚本 圭	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○
戸澤 琢磨	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○
松本 康宏	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○
舩川 仁	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7 番5号																		○

佐藤 亘	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号																			○
阿部 芳久	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
石川 達哉	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
梅津 篤司	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
遠藤 拓朗	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
太田 助十郎	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
小野 幸彦	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
門脇 謙	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
萱場 恵	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
河合 秀哉	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
木下 俊文	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
木下 富美子	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
高野 大樹	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
小林 慎弥	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
小武海 雄介	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
今野 慶行	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
齋藤 浩史	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
佐々木 正弘	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
佐藤 雄一	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
佐野 圭昭	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
佐野 由佳	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
菅原 卓	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
鈴木 明文	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
田代 晴生	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
田中 郁信	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
田邊 淳	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○
寺田 豊	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6番10号																			○

寺田 健	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
中瀬 泰然	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
西野 京子	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
引地 堅太郎	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
藤巻 由実	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
藤原 理佐子	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
古谷 伸春	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
前田 匡輝	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
前田 哲也	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
宮田 元	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
師井 淳太	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
山崎 貴史	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
吉岡 正太郎	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
吉川 剛平	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
吉田 泰之	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
東山 巨樹	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
白戸 圭介	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6番10号																		○
富樫 賢	あきた腎・膠原病・リウマチクリニック	秋田市中通二丁目 8番1号 フォンテ秋田 7 F																		○
長谷川 時生	あきたすてらクリニック	秋田市手形字西谷 1番地 2																		○
秋山 博	あきた内科・呼吸器内科クリニック	秋田市東通一丁目 5番17号								○										○
工藤 保	あきた乳腺クリニック	秋田市広面字蓮沼23番地 2																		○
高濱 正人	秋田はすめまクリニック	秋田市広面字蓮沼68番地 2																		○
高濱 聡子	秋田はすめまクリニック	秋田市広面字蓮沼68番地 2																		○
成田 琢磨	あきた東内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添 50番地 1																		○
亀井 眞理子	秋田東病院	秋田市山内字丸木橋 167番地 3																		○
豊田 堯	秋田東病院	秋田市山内字丸木橋 167番地 3																		○
豊田 学	秋田東病院	秋田市山内字丸木橋 167番地 3																		○

能登 宏光	秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖 6番地 1																					○
草薙 宏明	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地																					○
坂本 哲也	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地																					○
三浦 邦夫	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地																					○
五十嵐 三儼	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地																					○
西本 正	秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢 3番地115																					○
渡邊 克夫	秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀の町 7番26号																					○
阿部 豊彦	阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28番13号									○												○
小坂 俊光	飯川病院	秋田市中通六丁目 1番21号																					○
飯野 健二	飯川病院	秋田市中通六丁目 1番21号																					○
福田 光之	飯川病院	秋田市中通六丁目 1番21号																					○
福田 二代	飯川病院	秋田市中通六丁目 1番21号																					○
工藤 茂高	飯島透析クリニック	秋田市飯島字薬師田360番地																					○
渡邊 秀悦	飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番 1号			○		○	○	○												○		○
佐伯 重昭	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号																					○
石川 浄基	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号																					○
門脇 謙	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号																					○
安田 恒男	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号																					○
石川 浩一	石川医院	秋田市土崎港相染町字大谷地35番地																					○
石田 和子	石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石田 明	石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石田 明子	石田内科医院	秋田市保戸野中町 6番48号			○																		○
石山 剛	いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地 1																					○
井谷 修	医療法人恵裕会 井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地 1			○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐々木 浩一	一戸医院	秋田市新屋大川町 9番7号																		○			○
菅原 純哉	稲庭クリニック	秋田市南通亀の町 2番21号																					○
稲葉 亨	いなば御所野乳腺クリニック	秋田市御所野下堤二丁目 1番 9号	○	○	○		○	○	○	○		○	○							○	○		○

稲葉 宏次	いなば内科胃腸科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地3							○	○	○											○	○	○
稲見 育大	いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町1番45号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高崎 育男	いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町1番45号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後藤 敦子	今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阿部 起実	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
稲庭 千弥子	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
高木 紘一	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
小林 祐美	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
今野 直樹	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
嵯峨 佑史	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
塩田 睦	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
鈴木 りほ	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
竹島 綾	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
平野 梨聖	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
廣田 紘一	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
伏見 雅人	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
細谷 知樹	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
三浦 義昭	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
渡引 康公	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1																						○
明石 建	岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1		○	○			○	○	○	○												○	
岩崎 斉	岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1		○	○			○	○	○	○												○	○
岩渕 朗	岩渕内科胃腸科クリニック	秋田市保戸野中町7番16号																					○	○
越後谷 武	越後谷クリニック	秋田市東通仲町1番25号																						○
榎 真美子	えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
榎 正行	えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
及川 圭介	医療法人 及川医院	秋田市飯島新町三丁目1番20号																						○
大野 忠	医療法人 大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

大野 忠行	医療法人 大野小児科医院	秋田市南通築地 2 番15号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
櫻庭 清	大町内科外科クリニック	秋田市大町一丁目 2 番23号																○	○
島 仁	医療法人 小川内科医院	秋田市中通三丁目 3 番55号																○	○
鈴木 克彦	おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5 番2号																	○
川村 隆彦	おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5 番2号																○	○
佐藤 良延	おのぼ腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田 80番地																	○
高橋 康	おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田 78番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 秀則	御野場たなかレディースクリニック	秋田市仁井田新田二丁目14番21号																○	
市原 利晃	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
金谷 有子	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
鎌田 誠	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
小林 佳美	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
多田 為久子	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
寺田 邦彦	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
三浦 忠俊	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
皆河 崇志	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
三浦 荘治	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
三浦 邦夫	御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号																	○
豊田 知子	お肌のクリニック	秋田市手形住吉町 1 番3号 三愛ビル 2 F																○	○
久保 信之	介護老人保健施設 あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染58番地																	○
佐伯 剛	介護老人保健施設 かみの里	秋田市上北手百崎字二夕子沢 1 番地 6																	○
大野 忠	介護老人保健施設 桜の園	秋田市下北手梨平字登館 8 番地																	○
宮下 正弘	介護老人保健施設 山盛苑	秋田市太平山谷字中山谷227番地 2																	○
横山 治夫	医療法人久盛会 介護老人保健施設 三楽園	秋田市飯島字堀川84番地20																	○
五十嵐 三儼	医療法人久盛会 介護老人保健施設 三楽園	秋田市飯島字堀川84番地20																	○

鎌田 滋夫	鎌田循環器科内科クリニック	秋田市広面字蓮沼87番地1 ツインクリニックビル																○
川原 浩	川原医院	秋田市手形字山崎194番地1				○	○					○						
川原 聡樹	川原医院	秋田市手形字山崎194番地1										○						
木曾 のり子	木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6																○
木曾 典一	木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6																○
鬼平 聡	きびら内科クリニック	秋田市新屋天秤野5番10号																○
木村 衛	木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 敬文	共立クリニック	秋田市南通亀の町14番23号																○
熊谷 肇	熊谷内科医院	秋田市中通五丁目5番8号				○	○	○							○			○
倉光 智之	くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号											○					○
和田 勲	クリニック八橋和田内科	秋田市八橋大畑二丁目3番3号																○
桑原 敏行	桑原内科クリニック	秋田市榎山登町5番28号		○					○									○
伊藤 正直	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号																○
大川 恵	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号																○
小泉 亮道	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号																○
五十嵐 知規	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
稲葉 龍太郎	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
梅津 正矩	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
加賀谷 肇	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
草薨 芳明	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
小林 新	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
佐々木 慧美	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
佐藤 誠	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
篠崎 真莉子	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
柴田 敬一	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○
鈴木 敏文	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号																○

栗崎 博	さくら内科・糖尿病 クリニック	秋田市横森三丁目11番 61号																○
佐々木 弥	佐々木内科・循環器 科医院	秋田市土崎港東四丁目 5番38号																○
笹原 秀明	笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番 41号																○
堂北 忍	佐藤内科医院	秋田市将軍野南一丁目 10番55号			○											○		○
澤口 博	澤口医院	秋田市八橋三和町14番 6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肥田野 文夫	医)仁政会 サンクリ ニック	秋田市土崎港中央四丁 目8番10号		○	○		○	○	○	○						○		○
高橋 智和	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番 49号																○
最上 栄蔵	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番 49号																○
白根 東久二	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番 49号																○
菅沼 由美	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番 49号																○
最上 希一郎	山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番 49号																○
湊 貴至	山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番 18号																○
湊 昭策	山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番 18号																○
三戸 聡	さんのへ耳鼻咽喉科 クリニック	秋田市泉東町8番57号														○	○	○
四釜 俊夫	しかま医院	秋田市保戸野原の町8 番38号								○	○							○
島田 堅一	島田クリニック	秋田市川元山下町7番 21号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島田 俊亮	島田クリニック	秋田市川元山下町7番 21号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清水 靖	清水産婦人科クリニッ ク	秋田市広面字糠塚116 番地1								○	○					○		○
木村 康德	下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山 48番地132		○	○		○	○	○	○						○	○	○
伊藤 紘朗	医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29 号																○
糸賀 寛	医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29 号																○
小野寺 佳奈	医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29 号																○
那須 宏	医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29 号																○
白根 研二	医療法人 白雄会 白根病院	秋田市旭北栄町5番29 号																○
橋本 啓子	菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁 目4番21号																○
菅原 真砂子	菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁 目4番21号																○
石川 素子	菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁 目4番21号																○

寺田 豊	寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号																	○
寺田 俊夫	寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号																	○
遠山 佳子	遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号			○		○	○	○	○								○	○
遠山 潤	遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号			○		○	○	○	○								○	○
富田 崇志	富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号																	○
中込 晃	中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号		○	○			○	○	○	○							○	○
中込 恵美子	中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号																	○
石川 素子	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																○	○
橋本 啓子	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																○	○
牛山 えり子	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																○	○
小貫 渉	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																○	○
渡辺 淳	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																○	○
池田 祐介	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																	○
小松 輝久	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																	○
村田 昇平	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																	○
新田 悠介	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																	○
杉村 亮	中通リハビリテーション病院	秋田市中通六丁目1番58号																	○
大山 幸子	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号																○	○
堀江 泰夫	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号																○	○
長沼 晶子	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号																○	○
木村 洋貴	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号																	○
大野 秀雄	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号																	○
堀江 泰介	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号																	○
大嶋 重敏	ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号																	○
小田嶋 貢	にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番17号																	○
新津 秀孝	にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋の沖20番地1																	○
西宮 藤彦	にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

本間 真紀子	医療法人社団 本間 医院	秋田市山王中園町 3 番 14号	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
真崎 雅和	(医)真和会 真崎耳 鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁 目 8 番 3 号			○		○					○	○	○	○				○
松岡 一志	松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目 3 番 46号																	○
水沢 広和	水沢医院	秋田市茨島四丁目 6 番 37号																	○
湯川 道弘	ミチヒロ胃腸科内科 クリニック	秋田市広面字鍋沼93番 地																	○
湊 元志	湊小児科医院	秋田市中通五丁目 7 番 34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木 あけみ	港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁 目13番25号																○	
鈴木 信愛	港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁 目13番25号																	○
南浦 光昭	南浦医院	秋田市榎山本町 1 番32 号							○										○
宮澤 一治	みやざわペインクリ ニック	秋田市東通仲町 4 番 1 号 アルヴェ 4F																	○
谷頭 幸	みゆきレディースク リニック	秋田市中通二丁目 1 番 35号																○	
向島 偕	向島医院	秋田市土崎港中央三丁 目 5 番10号																	○
大山 幸子	向島医院	秋田市土崎港中央三丁 目 5 番10号																	○
村山 仁	村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目 12番19号		○	○		○	○	○	○								○	○
森川 昌利	森川内科・呼吸器科 クリニック	秋田市新屋表町 3 番18 号	○	○	○		○	○	○	○								○	○
師岡 長	もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目 3 番64号																	○
安岡 健二	やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町 14番 9 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柳田 龍一	柳田医院	秋田市手形田中 4 番15 号			○		○	○	○	○								○	○
俵谷 博信	医療法人 やばせ内 科クリニック	秋田市八橋本町五丁目 8 番31号																○	○
山川 博	山川内科	秋田市東通一丁目25番 22号																	○
山岸 逸郎	山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番 47号	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日下 尚志	雄和さくらクリニッ ク	秋田市雄和新波字竹の 花42番地 1																	○
吉田 司	吉田胃腸科内科クリ ニック	秋田市山王中園町10番 30号																	○
吉成 仁	医療法人 吉成医院	秋田市下新城中野字琵琶 沼211番地18																○	○
米山 和夫	米山消化器内科クリ ニック	秋田市御所野元町 1 番 1 号 ルスル 御所野 B 棟 2 F																	○
米山 泰夫	米山内科医院	秋田市大町五丁目 4 番 49号																	○

和田 博	わだクリニック	秋田市寺内字三千刈86 番地 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
綿貫 桃代	わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33 番地 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	

